

充実した総合法律支援を実施するための方策  
についての有識者検討会  
第3回会議  
議事録

第一 日 時 平成26年4月25日（金） 自 午後3時01分  
至 午後6時07分

第2 場 所 中野坂上法テラス本部

第3 議 題 (1) DV・ストーカー等深刻な被害に進展するおそれの強い犯罪被害者に対して、適切な法的支援を実施するに当たっての問題点及びこれを解消するための方策について  
(2) 日本司法支援センターが実施する受託業務の問題点及びこれを解消するための方策について

○伊藤座長 定刻になりましたので、ただいまから充実した総合法律支援を実施するための方策についての有識者検討会第3回会議を開催いたします。御多忙のところお集まりいただきまして、ありがとうございます。

なお、渚上委員と佐藤委員は所用のために後ほど御参加いただけると承っております。

それでは、本日の配布資料につきまして事務局から説明をお願いいたします。

○松井参事官 それでは、お手元に配布しております資料を御覧ください。右肩の所に資料1, 2, 3と番号を振っておりますので、順に御説明いたします。資料1は、資料1-1というものと1-2に分かれております。いずれも警察庁のほうからの御説明資料でございます。資料1-1につきましては、今日御説明される鈴木課長の説明資料になります。資料1-2は、今回テーマになっておりますストーカー及びDV事案につきましての統計的なデータをまとめた資料でございます。

次に、資料2でございますが、NPO法人全国女性シェルターネット、近藤代表の説明資料になります。

それから、資料3は、NPOヒューマンティ小早川理事長の説明資料でございます。

次に、資料4は、横山弁護士の説明の資料でございます。

次に、資料5は、お茶の水女子大学名誉教授であります戒能先生からの今回のテーマのストーカー被害者に対する支援体制の構築を求める要望書でございます。

それから、資料6は、本日途中参加されます渚上委員の意見書でございます。遅参されるということで、DV・ストーカーの被害者の援助について皆様の前で御意見を開陳していただくことができないことから、このような形で意見書を作っていたいたものです。

資料7は、本日のテーマの一つであります受託業務の関係で日本司法支援センター本部の幹部事務局次長が使用される説明資料でございます。

資料につきましては、以上でございます。

○伊藤座長 それでは、本日の会議の議題について申し上げます。

お手元でございます議事次第にあるとおり、本日皆様に検討いただく主な議題は二つでございます。1点目はDV・ストーカー等被害者援助の導入について、2点目は法テラスの受託業務についてでございます。それぞれにつきまして事務局から説明をお願いいたします。

○松井参事官 本日の議事についてでございます。

まず初めに、DV・ストーカー等深刻な被害に進展するおそれの強い犯罪被害者に対して、適切な法的支援を実施するに当たっての問題点及びこれを解消するための方策に関連いたしまして、DV・ストーカー被害の対策を行っている警察庁、それから、DV・ストーカー被害者の方を支援されておりますNPO法人全国女性シェルターネット及びNPOヒューマンティの御担当の方から御説明を頂きます。さらに、弁護士の立場でDV・ストーカー被害の支援を行っている横山幸子弁護士から御説明を頂きますので、この御説明を踏まえまして、委員の皆様にご協議いただきたいということでございます。

次に、2点目といたしまして、日本司法支援センターが実施する受託業務の問題点及びこれを解消するための方策に関連いたしまして、実務における限界や問題点等について支援センターの御担当者から御説明いただきまして、これを踏まえまして委員の皆様にご協議いただきたい

いと思っているところでございます。

以上でございます。

○伊藤座長 ただいま説明がございました順に議事を進めたいと存じますが、よろしゅうございますか。

(各委員了解)

まず、DV・ストーカー等被害者に対する法的支援のための問題点及び方策につきまして、鈴木課長、近藤代表、小早川理事長及び横山弁護士に御説明を頂きたいと存じますので、恐縮でございますが、こちらに御着席いただけますでしょうか。

(説明席に移動)

○伊藤座長 最初に警察庁生活安全局生活安全企画課、鈴木課長からDV・ストーカー被害の現状と傾向等につきまして御説明をよろしくお願いいいたします。

○鈴木課長 御紹介いただきました警察庁生活安全企画課長の鈴木でございます。どうぞよろしくお願ひ申し上げます。

私のほうからは警察で取り扱っておりますDV事案、ストーカー事案の概要と、それから、私ども警察の現場から見た法的支援につきまして若干の御説明をさせていただきたいというふうに考えております。画面に表示してあるものはお手元にも配布してございますけれども、お手元は若干一部省略している部分がございますので、画面を見ながら御説明をさせていただきたいと思ひます。

まず、私どもで取り扱っている事案の概要であります。

まず、配偶者暴力事案でございますが、配偶者からの暴力事案について警察として認知したもの、全国警察で認知したものの状況であります。配偶者暴力防止法が平成13年に施行されておりますが、それからこのグラフのように増加の基調にございます。昨年、平成25年でございますが、全国で4万9,533件と法律の施行後最多の件数を認知しているという状況でございます。

それに対する対応のまず件数を申し上げますけれども、警察としてはこの配偶者暴力の事案につきまして当然危険性に応じて検挙をするという対応をしてございます。これにつきましては、配偶者暴力防止法における保護命令違反による検挙というのが下に書いてございますが、このほかに各種刑罰法令、刑法とかその他の刑罰法令に基づきまして検挙をいたしております。その件数がこのグラフのとおりでございます。

また、配偶者暴力防止法に基づきまして、警察本部長等に援助の申出というのがございます。それを受理して援助等をした件数がこれもグラフのように増加をしておると。代表的なものは幾つかここに記載をしてございますが、住所を知られないようにするための措置でございますとか、被害を自ら防止するための措置の教示、その他様々な援助をしているという状況でございます。

このように警察が認知しておる事案でございますが、被害者と加害者の状況を見ますと、全体として被害者の93.4%が女性、その逆であります。行為者は93.4%が男性という状況でございます。被害者と行為者との関係は婚姻関係にあるものが全体の7割以上でございます。そのほか婚姻関係の解消後、内縁関係、内縁関係解消後といったものがございます。

それから、もう一つはストーカー事案でございます。ストーカー事案につきましても、ストーカー規制法が平成12年に施行されておりますが、それ以後このグラフのような警察として

の認知件数になっておりまして、これも昨年は法律の施行後最多の2万1,000強を警察として認知しておるといふ状況でございます。

これに対する対応でございますが、検挙状況を申し上げますと、これもストーカー規制法違反による検挙というものがございまして、それはグラフの下のほうでございますが、ストーカー行為罪あるいはストーカー規制法に基づく禁止命令等違反、こういったものが昨年は402件でございます。このほかにやはり刑法とか各種刑罰法令に基づきます検挙というのをやっております、これが昨年は1,574件という状況でございます。

また、こういう刑罰法令を適用しての検挙のほかにストーカー規制法に基づきます警告、禁止命令等を実施いたしております。このグラフのような件数になっております。また、DV法と同じように警察本部長との援助というのが法律上の規定にございまして、それに基づく対応もグラフ記載のように行っておるといふ状況でございます。

ストーカー事案につきましても、被害者と加害者の状況を見ますと、全体として被害者の9割が女性、行為者は9割弱が男性という状況でございます。

それから、被害者と行為者の関係なんです、ストーカー事案という見ず知らずのものが付きまとうようなイメージも一部にございましてけれども、実態としては交際相手ですとか知人、友人、配偶者、このように面識のあるものの関係というのが大半でございまして、特に配偶者と交際相手で全体の6割という状況になっております。

対応の件数を先に申し上げましたが、警察としてこの種の事案に全体としてどのような対応があるのかといったものをお示ししたものがこの図でございます。まず、配偶者からの暴力事案のほうでございますが、警察に相談等がなされると、警察として事案を聴取した上でこの事案がどのような危険があるかあるいはこの種の事案についてどのような対応があるかといったような説明を申し上げます。これを私どもは意思決定支援手続と称しております。その上で刑罰法令に抵触する行為があれば検挙等の措置をします。また、配偶者暴力防止法によりまして先ほど申し上げた援助を受けたい旨の申出がありますれば、それに応じた援助をする。あと、これは警察外になりますけれども、裁判所への保護命令の申立があり、裁判所から保護命令が出れば、それに違反があれば警察としては保護命令違反ということで検挙措置を講ずるといふことになります。また、その他の措置としてこういう検挙とか法令上の措置以外で相手方に事実上の指導、警告を行うとか被害者の方へ様々な防犯指導を行うと。あるいは周辺のパトロールをしますと、そういった対応をしております。大きく検挙措置と配偶者暴力防止法による措置、その他の措置と記載をしておりますが、これはいずれか一つをやるということではなくて、場合によってはこの3つとも対応することもございまして、こういう様々な手段を講じて被害の発生を防ぐという措置を講じておるところでございます。

ストーカー事案につきましても、警察の対応の全体を申し上げますと、同様に警察等への相談等で認知をいたしますと、警察として事実関係を把握した上で様々な説明を行います。その上でやはり刑罰法令に抵触すれば、それは検挙措置を行う、それから、ストーカー規制法に基づくストーカー行為罪は告訴に基づいて検挙ということになります、行政措置として警告、それから、禁止命令等を行うと。これについては警察公安委員会が行うものであります。その違反があれば、禁止命令等の違反ということで検挙措置を採ると。また、そのほかに援助を受けたい旨の申出があれば、それに基づいて援助をするというものでございまして。一番下はこの法令に基づくもの以外として、やはり相手方への事実上の指導、警告を行うあるいは被害者等

への避難とか防犯指導について行う、パトロールを行うといった措置を講じております。これも先ほどの配偶者暴力事案と同様に、いずれか一つということではなくて、これらの対応をそれぞれ場合によっては複数あるいは全部対応するということでもございますし、事案に応じてそれぞれ対応していくということでもございます。

いずれにしましても、警察として一番念頭に置いておりますのは、当然のことながら重大な被害の発生を防ぐということが警察としての対応の主眼でありますので、特にこの種の事案を認知すれば、まず被害の発生をいかに防ぐかということではありますが、それはやはり加害者側と被害者側が接触できないような、そういうある意味では物理的な状況を作ることが取りあえず必要であるというふうに考えておりますので、加害者側については検挙等のまず措置をします。それから、被害者側につきましては、可能な限り避難をさせるとか安全を確保するような措置を採る、そういったことをまず第一義的に対応するというところで取り組んでいるところでございます。

以上、警察の対応の概略でございます。

法的支援に関連しまして、私どものほうで若干事例的なものを含めて申し上げさせていただきます。これは実際に都道府県警察の現場におきましてこの種の事案を取り扱っている際に、ここでまず記載をしてございますのは法テラスあるいは弁護士への相談を警察側から教示をしたというような事例でございます。一番上は夫から暴力を受けているので離婚をしたいと。子供の親権でもめているが、どうすればいいかといったようなもの、二番目も同様でありますけれども、夫から暴力を受けて子供と実家に避難したけれども、夫が押しかけてきそうだと。離婚したいけれども、どうすればいいか、こういった離婚に関するもの、親権に関するもの。それから、同棲相手に別れを告げたけれども、付きまとわれて復縁を求められていると。行政書士から通知書が届いて慰謝料、それから、家具とか家電等の費用の返還を求められていると、こういったことについてどうすればいいか。それから、別れに納得しない元交際相手から付きまといをされていると。他方、相手の荷物が被害者側の家にあると。どうしたら別れられるんでしょうかといったもの。一番下は元の交際相手からストーカーの被害を受けて、その相手方については逮捕してもらったと。ただ、現在相手方の子供を妊娠していると。中絶については相手が同意しないけれども、どういうふうにしたらいいんでしょうかと、こういったものについて警察のほうから被害者の方に法テラスあるいはの弁護士のほうに相談したほうがよしいのではないのでしょうかというふうな対応をしたと。これは一つの事例でございます。

このような事例から考えまして、警察のほうに相談に来られた方の相談の背景に民事上の問題があるというのが結構多いのではないかなというふうに考えております。これも網羅的なものではなく、今申し上げたような各種の事例からの問題の例ということで記載をしてございますが、一つはやはり離婚に関するもの、要は離婚をしたいけれども、どうしたらいいかといったような内容であります。それから、金銭あるいはものに関するものでありまして、慰謝料を請求されたとか相手方に借金があると、あるいは相手方からもらったもの、あるいは相手方のものが家にあると、そういったものについて返還を求められているといったような問題であります。それから、親権に関しては、既に離婚はしているけれども、自分のほうで子供の親権を取り戻したいと、そういったもの、こういったものが典型的な背景にある民事上の問題の例ではないかなというふうに考えております。

警察としてもこのような問題が背景にあれば、相談の過程でそういう法テラスあるいは弁護

士への相談というのを教示等しているわけですが、結果的に相談者が法的支援をしなかったといったものを何でそちらに行かなかったということを聞いてみますと、一つには費用の問題、やはり弁護士費用が払えないんですと。あるいは相談も最初は無料だということですが、やはりその後の費用が掛かるので行けませんといったような費用に係るもの、それから、これはちょっと個別の問題になると思いますが、対応として実際に相談に行った弁護士の方が配偶者暴力事案についてあまり理解がなかったとか、法テラスに行ったけれども、その被害者の受け止め方として適切なアドバイスがもらえなかったと。それから、3つ目は被害者自身が別にそういう法的支援が要らないと判断したものであります、典型的なのは、そもそも離婚を考え直したといったようなものあるいはもう自分で解決しましたというようなもの、こういう場合もございます。

それから、使い勝手と書いてございますが、法テラスが予約制であるので、行こうと思ったときに行けなかったとか、あるいは当該相談者が法テラスとは遠隔の地に住んでいるので、なかなかちょっと行けないんですと、こういったようなこれも例ではございますけれども、こういったことを理由として法的支援を利用しなかったといったものが見られるというものでございます。

こういった状況を踏まえて相談に来られる方等から法的支援について要望といったものを抽出いたしてみますと、これは法テラス、弁護士の方両方かもしれませんが、夜間、土日等を含めて対応時間を拡大してほしいといったもの、それから、先ほど申し上げましたが、遠隔に住んでいる方についてはなかなか利用しにくい場合がある、あるいは無料の相談の予約が取れないこともあるので窓口の拡充をしてほしいとか、あるいは特に弁護士費用等について負担の軽減をしてほしい、また、そもそもこの当該相談をすると結果として幾らぐらい掛かるのかというのをあらかじめ知りたいとか、そういった話もあるようでございます。

また、そもそも話でございますが、法的支援として何ができるのかを明確、弁護士さんあるいは法テラスに行くとき一体何をしてもらえるのかといった点が必ずしも理解がされていない、それから、配偶者暴力、ストーカー事案に詳しい弁護士の方をもっと増やしてほしいとか、あと私ども警察と弁護士の方で情報共有を図るなど別々に対応するのではなく、もっと連携を図ってほしいといったもの、それから、保護命令発令後なども継続的に対応していただきたいと、こういったものが見られるということでございます。以上はいずれも実際の取扱いの例等から抽出しておりますので、もちろん網羅的なものではございませんし、何がどのぐらいあるかといったものでもございません。飽くまで例としてこういったものがあるというものでございます。

以上、基本的に警察に相談に来られて対応したその時の話として例を引っ張っておりますが、被害者支援ということを全体で考えてみますと、恐らくかなり初期の段階から事案発生後の対応まで実は全体として捉えていく必要があるんだろうというふうに私どもは考えております。まず、元々被害者ではないんですが、その被害者とならないような、あるいはこの種の事案に巻き込まれたときにどうしたらいいのかといった点を家庭あるいは学校で啓発をするとか、あるいは教育をしていくといったことがまず必要なのではないかなというふうに考えております。

それから、実際に何らかの事案になったときに相談する先でありますけれども、恐らく警察に来られる段階というのは、かなり事案としては進行していて、場合によっては深刻化をして

いる段階になっているのではないかなど。もちろん事案それぞれでありますけれども、かなり厳しい状態になってから切羽詰って警察に来られるというのが一般ではないかなというふうに考えます。そういった意味では、そういう段階に至る前に初期の段階で相談できる場所というのが相談をしてアドバイスを頂けるといふ場所が警察以外に、もちろん警察も来れば対応するということになりますけれども、そういう場所が必要なのではないかなど。そういった中で法テラスとかあるいは弁護士の方というのも当然入ってきていただくべきではないかなというふうに考えております。

事案について個別の先ほど申し上げました警察であれば事件措置あるいは行政措置をする、あるいは民事上の措置をする場合もあると思います。それから、物理的な一時保護みたいな形で被害者の方を保護するというところもあると思います。更に長期的な支援で一部の期間しか書いてございませんが、この種の被害というものは一過性のものでなくて、その後も長期で続くということが実態としてはあり得るところであります。ストーカー事案についても、警察の対応で収まるという人もいますけれども、結果的にそれだけでは収まらないという人もいます。そういったことを考えますと、そういった方々について長期的にどう対応していくかということが一つの大きな課題かなというふうに私は考えているところでございます。

ちょっと雑駁になりましたが、私の説明は以上でございます。

○伊藤座長 ありがとうございます。引き続きまして、女性のDV被害者に対する支援活動を行っていらっしゃるNPO法人全国女性シェルターネット、近藤代表から同団体で行っていらっしゃるDV・ストーカー事案への対応状況等につきまして説明をお願いいたします。

○近藤代表 全国女性シェルターネットの近藤と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

さきに提出いたしましたレジュメに沿ってお話をさせていただきます。私ども全国女性シェルターネットというのは、今全国に100か所以上あると言われております民間のDV、それから性暴力サポートシェルターの全国ネットワーク組織でございます。ここでは特にDVを中心として性暴力ですとかセクシュアルハラスメントですとかストーカーだとか、様々な暴力被害から安全を守らなければならない方々、女性や子供たちを中心にシェルターを運営しつつサポートを続けている、そういう団体でございます。

お手元に毎日新聞の記事を配布させていただきましたけれども、DVについてもストーカーについても、時には殺人事件を引き起こす大変重大な危険度の高い犯罪であるということはこの当事者の方が7年たつて襲撃されて、相手は12年収監されるけれども、終生にわたって、つまり加害者がこの世に存在している限り被害者の恐怖と不安は取り除かれることがないというふうにここでもこの方がおっしゃっていますけれども、私どもがサポートする方々もたった6か月の接近禁止命令などではとても不安が拭い去れないと。終生加害者からの追跡や更なる攻撃に脅かされなければならない、ここを何とかしてほしいというのはほとんど多くの圧倒的な当事者の悲痛な叫びでございます。

特にストーカー事案というのは大変危険性が高いというふうに最近周知されてまいりましたけれども、私どももDV被害者の支援とストーカー被害者の支援では少し対応が異なる場合がございます。DV被害者の場合は、20年、30年と安定的な夫婦生活を維持していて、そこで支配関係がある程度加害者の側から言うと安定しているわけですし、妻に対してこう言えばこういうふうに言うことを聞くとか、ここまで脅せば言うことを聞くというふうに支配関係がある程度確立しているわけですが、しかし、ストーカー加害者の場合には、そういった

安定的な関係ができる前の様々なやはり思惑や感情によって大変突発的で残虐な、過酷な行動に走るということが知られておりますので、そこについては特にストーカー規制法で対応される警察官の皆様方にも十分な配慮を頂きたいというふうに私どもは思っております。

DV・ストーカー事案への対応ということでは、先ほど警察からの御報告もございましたけれども、相談件数は急上昇しております。これはDVセンター、それから警察、民間の支援団体等でもこの傾向は同一でございます。ただ、先ほど申し上げましたように、命の脅かされる大変重大な案件であるということから多くの案件については緊急一時避難、シェルター対応が必要とされるというふうに私どもは考えておりますけれども、法に基づいた一時保護の件数は、実は横ばい、低減傾向にございまして、だんだん減っているというのが私たちが大変今危惧をしているところなんです。

お手元の配布資料の中に配偶者からの暴力に関するデータというのがございますけれども、2年ほど前に厚生労働省や内閣府のほうから交際相手やストーカー対応のデートDVの被害者とかそういう人たちもきちんと一時保護をして相談に乗りなさいという通知、通達が出まして、公的な機関でもこういう方々を受け入れるようになりました。昨年8万9,490という相談件数の中で、ここには示されておられませんけれども、交際相手、ストーカーを含む暴力相談件数は昨年3,484件ございまして、そのうち女性が3,436件だったという報告がございます。

それから、今の資料の2ページ目に婦人相談所における一時保護件数ということが出ておりますけれども、これを御覧いただきますと、平成19年度、20年度ぐらいに高くなったものがだんだん低くなっております。昨年度、平成24年度については、前年度1万1,246件だった一時保護件数がここには書いてございませぬが、6,189件に減りました。そのうちDV被害で一時保護を求めた人が昨年は5,187件ございましたけれども、24年度は4,373件というふうにこれも減っております。これは本当に暴力の現場から直ちに身を離して安全な対策、安全な支援を受けなければならない方々が実は私たちの推計でも180万、200万というかなり高い数字が出ておりますが、それにしても緊急の一時保護されたケースというのが余りに少ない。もちろん一時保護の施設、機関が決定的に不足しているということもございませぬけれども、そういう社会的な支援の形というのがこの数字に出ているのではないかと思います。

私ども民間シェルターも同じように当事者の方々をお迎えしているわけですがけれども、私たちの民間シェルターには、今加盟している団体が68ございまして、もちろん年間の受入れ件数、初めて新規に受け入れる件数が年間10ケースの所もあれば50から60と受け入れている所もいろいろございますので、平均して1シェルター年間20ケースとしても1,500から2,000件ぐらいの新規のケースを扱っているわけですね。もちろん全国の公的な機関に比べると数は少のうございませぬけれども、民間シェルターの特徴は、一時保護をした後、緊急保護をした後の3年、5年、10年と長く続く自立支援をずっとやっておりますので、膨大なケースを全国の民間サポートシェルター等が対応しているということです。

本当に少なく見積もっても大体10万件近い支援件数を民間のサポートシェルターが担当しているということがあるわけですがけれども、実際にシェルターを出た方が夫からの連絡があつて恐ろしいというふうな電話が来るとか、子供が不登校になったとか、せつかく就労支援を受けて新しい仕事場に行ったと思ったら、そこで今度は新たなセクシュアルハラスメントの被害



を受けたとか、新しいアパートで自立したけれども、大家さんとの関係でトラブルが起きたとかありとあらゆる生活再建に関わる問題を常時御相談に乗って支援をしていくという形で仕事をしておりますので、このような恐ろしい数字になります。

民間シェルター等でのDV対応、ストーカー対応の流れということで次にお示ししてありますけれども、本日皆様方のお手元に配布いたしました自立支援というのは何かという簡単なパンフレットを見ていただくと分かるんですけれども、当事者が暴力の現場から身を離して新たな所で生活再建を果たす社会的な関係を回復していく、それまでの途上に必要な全ての支援を組み立てて民間サポートシェルター等は仕事をしているということをそこで御理解いただければというふうに思っています。

具体的にDV対応ですと、電話相談を受ける、実際に面談に来ていただく、シェルターに入ってください、それから、保護命令の手続きをしたり多くの方は心身にダメージを負っていらっしゃると思いますので医療的な支援、それから、生活保護等の行政窓口に出向く支援あるいは保護命令を出したり離婚調停をしたりというような司法的な支援、そして、具体的に生活を営んでいくための就労支援、メンタルサポート等様々な分野にわたる支援活動を行っています。ストーカー対応の場合については、もう少し緊急度が高くなりますので、もちろん電話相談を受けたり警察から連絡を受けたり、御本人が事務所に飛び込んでおいでになったりして緊急対応が始まるわけですが、必ず警察との連携を欠くことはできませんし、それから、加害者との追跡、加害者の接近を許さないという安全確保が何よりも至上命令となります。その上で多くのストーカー被害に遭われる方は若い方が多いので、職場に行けないとか学校をしばらく休むとか、それから加害者が実家だとか近辺を知っているの、一旦シェルターにお迎えして、また別の地域のシェルターにおつなぎするとか、そういった安全確保、命を守るということを最優先にして対応してまいっています。

こういうDV・ストーカー対応で毎日、毎日24時間365日対応しております、私たちにとって大変必要な司法的な連携、特に弁護士さんとの連携というのは当事者の生命を左右することがございまして、本当に私たちとしては弁護士さんとの連携を大切に考えています。支援現場では本当にDV・ストーカー事案、特に性暴力被害を受けた方々のサポートのできる弁護士を本当に心から必要としています。当事者が直接警察に行ってもうまく対応してくれないというケースは多々ございますし、それから、恐怖と混乱のうちにある当事者の方が適切な社会資源を有効に使うということはなかなか難しゅうございます。そういう場合に、法律家の同行支援があればスムーズにやはり門戸が開かれるということがございまして、何としまして私たちはそういった弁護士の連携を求めています。弁護士が行ったことによって直接ストーカーの刑事的な手続が開始されたり、それから、性暴力被害の被害届が突き返され、突き返されていたものを弁護士が告発状を持って行ってようやく受け入れてくれるということがあったり、弁護士がいるといないとでは本当に関係諸機関の対応が違うということを私たちは日々実感しております。弁護士が参加するかしないかによって保護命令の手続きですとか調停の動向も左右されることがあると。これは本当はあってはならないことだと思いますけれども、そういう意味でも私たちは専門家の協力を心から必要としています。

そしてまた、最近DVの保護命令の発令件数の割合が減ってきています。それから、長期化しています。加害者側からの控訴があつて、せっかく発令されたものが却下されるという事案も続いておりまして、ここ数年私たち支援の現場から見ると、保護命令の発令手続は後退して

いると思いますし、それから、特に性暴力裁判とかセクシュアルハラスメントやストーカーに関わる被害者が民事訴訟等を訴えた裁判でも、なかなかやはり被害者の権利が回復されないという残念な判例が続いております、私どもは司法、裁判所がこういった暴力被害を受けた女性たちにとって大変きつい状況になっているというふうに思っています。

そういう意味では、弁護士さんが特にこういったDV・ストーカー、性暴力被害についてよく分かった弁護士の方々がむしろ裁判所を説得して、裁判所の判決をリードするような働きを是非やっていただきたいというふうに思っています。そんなふうに私たちはDV・ストーカー事案に精通した弁護士を求めているわけですが、残念ながらそういった弁護士さんは数が少のうございます。私たちの現場で弁護士名鑑を手にして、この方はここで力になってくれる、この方はこういうことがあったからちょっと使いにくいというふうに弁護士リストを持っておりまして、本当にいつでもこの方と御一緒だったらというふうに安心できる弁護士さんの数というのは、全国数えても50名を超えるかどうかくらいの数しかございません。それは、この問題に関わるやはり司法支援ということが特殊な経験や知識や対応が必要とされるからだというふうに思っています。

また、数が少ないとはいえどもどうしてもやはり必要な専門家ですので、私たちはそういう弁護士さんをたくさん、たくさん増やしていただきたいというふうに思っています。もちろん支援現場でも仲間の弁護士さんと一緒に幾つかのケースを御一緒しながら、その方に精通弁護士として成長していただく、ちょっとおこがましい言い方ですが、DV・ストーカー事案のプロの弁護士を現場のお仲間の中から育てていく、一緒に戦っていくということもしておりますけれども、是非弁護士会全体として、法テラス全体としてこういった弁護士をたくさんやはり育てていっていただきますように、これは心からお願いしたいと思います。特に弁護士過疎と言われるような地域では、どんなに意欲的で反動的な弁護士さんでもその方をお願いしなければならないということがあって、とても大変なんですね。それで、この裁判所では弁護士さんの応援もできないから、引越してシェルターを超えて別な地域の裁判所でこの手続をやりましょうみたいなことまで私たちは考えなくちゃいけないことになりまして、特に過疎の所に出かけていただけるひまわり基金法律事務所に配属される弁護士の方とか、それから、法テラスで対応されるスタッフ弁護士の皆さんには、是非DV・ストーカー事案についてやはり基本的な知識と、それから経験を蓄えていらっしゃる方だと、私たちが安心してお願いできるそういう弁護士さんを配属していただきたいと心から思っています。

先ほどの警察の御報告にもございましたように、こういった事案は大変緊急度が高い、いつ殺されるようなことがあっても不思議ではないというふうなことでございますので、緊急に、緊密に、そして、柔軟にやはり連携できる仕組みというのがどうしても必要なんですね。DV防止法を根拠にして今、DV対策関係機関会議ですとかワンストップセンターというふうなものがあちこちで作られておりますけれども、そういう固定的な会議だけではなくて、ケースをつないで柔軟に動けるようなワンストップセンター方式のチームというのがいつも動く必要があります。そこにDV・ストーカーの精通弁護士の方が必ずおいでいただくということが大変重要だろうと思います。できれば支援現場から直接DV弁護士チームをつないで、そこからすぐ弁護士さんが一緒に動いていただくというふうな仕組みができればどんなに有り難いかなというふうに思っています。

また、当事者の方が弁護士さんを探す、法テラスに予約をする、この方は大丈夫かなという

ふうにいるいろいろ当たるというのはすごく負担が大きいし、難しいことなんですね。一旦お願いした弁護士さんを解約するというのを当事者の方はなかなかできないんです。ですから、むしろ支援現場と法テラスや、それから弁護士事務所が繋がっていて、今こういう方がおいでになった、是非先生お願いしますというふうにむしろ支援現場から連携できるような仕組みのほうが私は意味があるのではないかとこのように思っています。

また、DVやストーカーといったこういった事案というのは、例えば強盗殺人だとか放火だといったような刑事事件と同様に、むしろそれを超えるような大変重い人権侵害、それから、危険度の高い重要な犯罪だというふうに私たちは考えているんですけども、しかし、なかなかこういった犯罪被害に遭われた方々の支援という仕組みが十分にできていないんですね。被害を受けた当事者が直接弁護士さんを探して、雇ってお金を払って、相談をしてというのはとてもとても大変なことで、むしろこれはやはり国の責任としてここにこういう被害者がおいでになる、すぐ担当の弁護士が配属される、そして、問題の解決まで伴走していただくというふうな仕組みを公費で是非作っていただきたいと思えます。

当事者は本当にお金を持っていない、お金がないですね。そして、身一つで逃げてこられる、情報も手立てもお金も何もない、そういうときにお一人で何もかも準備するというのは、これは決定的に無理なことですので、それから、こういう被害に遭われた方というのは、ストーカーでも性暴力被害でも御本人が好んでそういう場に身を置いたわけではなくて、一方的に加害者による理不尽な犯罪の被害に遭われた方々です。そういう意味では、何をさておいても加害者を拘束して処罰して責任を取らせるという仕組みが必要ですけども、残念ながらこの社会の中では、加害者は放任され続けてきました。こういう性暴力、DV・ストーカー犯罪の加害者を強制的に処罰して、あるいは治療する仕組み、それから、再出発させる仕組みを作るということはもう本当に緊急な課題ですけども、現在、ただいま今殺されるかもしれない当事者の方々の支援するためには、そういった被害者支援の仕組みというのを100%公費で被害に遭ったときから生活再建に至るまでの道筋をきちんと支援するということは、これはやはり国社会の大きな責任ではないかというふうに思っています。

ですから、法テラスも無料で使える、それから、こういった対応弁護士も無料で働いていただけるというふうな仕組みを是非お考えいただけないかというふうに思っています。私たちは当事者お一人お一人のやはり命を支える仕事をしていて、法律家、弁護士の方々との共闘ということを本当に重要と考えております。是非この機会に改めてこれからの御支援をお願いしたいと思えます。ありがとうございました。

○伊藤座長 ありがとうございます。続きまして、NPOヒューマニティ、小早川理事長から同団体で行っていらっしゃるストーカー事案への対応状況等につきまして説明をお願いいたします。

○小早川理事長 私はカウンセラーとしてこれまでストーカー被害者の救出の仕事をしてまいりまして、本日はそれをしてきたことの中から思いついたことを自分でまとめて書いてきましたので、それを主に読み上げながらお話をさせていただきます。

ストーカー被害の特徴は3つ主に挙げられます。一つは、2人だけの密室関係で起きる、二つ目は放置すればエスカレートしていく、三つ目は加害者に加害意識が希薄だということです。したがって、被害者が声を上げて助けを求めなければ介入が遅れて事態は深刻化をし、第三者が介入して説得しても、もう既に遅くて、中には重大な犯罪を引き起こす加害者もいるのです。

加害者の危険度を見極めることは難しいという問題は、昨年の東京三鷹事件でも指摘されました。ごく普通の人間だった相手がストーカー行為の道を歩き始めたとき、相手に恨みを募らせ、立ちどまることができずに行方をエスカレートさせ、あっという間に凶悪化します。

私は、ストーカー行為の危険度を3段階に分けています。皆さん、お手元に配りました三角形のリスク、デンジャー、ポイズンというカラーのものをみていただければと思うのですが、リスクの段階では、加害者は別れようと言われて、いや、何とかやり直そう、見捨てないでくれ、お友達になろう、最後に一回会ってくれなどというような寄りすがるの要求をするのですが、ここでは別れたいというきっぱりとした態度、そして、もう二度と会わないということが必要になってくるんですが、それでも諦めずにストーカーに移行されるリスクが含まれますよというような意味でリスクと書いてあります。そうすると、何が何でも相手は振り向かせたいばかりに今度は過渡で無理な要求を突き付けて苦しめるという行為に出ます。それが約束を守れとか会社を辞めるなどして責任を取れ、誠意を見せろ、向き合え、話し合わないなら死ぬあるいは死んでくれ、ずっと見張っているからななどと言い出します。この段階を私はデンジャーと呼びます。ここに至れば、一対一での解決は無理だと見極めることが肝心です。第三者の介入、助け、それは私のようなカウンセラーや弁護士に介入してもらおうということであり、警察には直ちに警告を出してもらおう、お願いをするという段階にあるということです。

ただ、単にこのときに突然相手との連絡手段を絶ってしまうと、今度は加害者の恨みのレベルが一気に上がる場合があります。これがポイズンの段階で、ポイズン、つまりストーカーの存在そのものが毒という段階ですので、直ちに隔離するということが必要になります。被害者は避難し、加害者の身柄を拘束するようにします。

さて、被害者を支えながら私が感じてきたのは、実は警察がなかなか警告をしてくれないという悩みでした。警察に相談する以上は、電話での口頭注意よりも直接相手と会ってしっかり警告してほしい、そして、様子を把握してほしいと被害者は思っています。例えば法律の条文にある連続や反復といった定義は、警察署や警察官の解釈によっても異なることがあり、あるいはある人は長いこと話合いの強要をされていたんですけれども、では一度だけ相手を説得しようとうとうと承したところ、警察官から「あなたも会おうと言ったんだから、これは被害とは言えないし、警告できない」と言われたこともありました。今回の規制法の改正で警告しない判断をしたときは、その理由が申出者に通知されるようになったというのは、そういう背景があるからではないかと思えます。

ただ、警告を発すれば問題は解決するわけでもないとは思っています。警察沙汰にされたことに恨みを抱く加害者もいます。逮捕されても、釈放されたら再犯する加害者もいます。本当の安全を確保するためには、加害者がもうストーカー行為をしないと決められるようになることです。そのためには、警察官に全てを任せるのではなく、私は早期に加害者に心理的ケアを施し、心の方向転換を図る取組が大事ではないかと考えています。それには警告時、警察官と加害者が会うというような機会を作る、加害者が会うという機会を生かして、カウンセラーが会うことができるという機会を作ることではないかと思えます。つまり警告時にカウンセラーが同行するなどの仕組みができるようになったいいのではないかと望んでおります。

加害者の動機について着目しながら、説得力を高め、その反応から危険度を見抜き、必要ならば保護者に医療的な治療、ケアを指導する、その後も定期的に状況のチェックをするといった加害者への医療的な関わりが求められていると考えます。各県レベルでの条例で定められる

ことは可能ではないのかというふうに考えます。私の場合は、警告前には必ず加害者と会うようにしています。言いたいことは私を通じて、私を窓口にして伝えるように提案しています。しかし、それでもストーカー行為をしてしまうのであれば、私から警察に通報するあるいは被害者を連れて警察に行くというようなことを言っており、言わばビフォアフォローしているんですが、それは被害者が警察に訴えたとき、相手から恨みを買わないための工夫でもあります。

私が窓口をする過程では、自然な形で加害者がカウンセリングを受けるという効果が得られます。常識を学び、自分の感情の処理は自分でする責任があるということ、そして、最後に寂しさや劣等感といった元々自分の中にある問題として暴力性ですよね、そういったことも含めて、ここまで来ればストーカー行為をしないという決断ができつつあります。2か月程度のやり取りでここまで来ますが、早い人で一月、遅くて半年掛かる人もいます。私は14年間で加害者約500人以上と会いましたけれども、結果が悪いということはほとんどありませんでした。医療的な、民間療法的な取組ですけれども、それはかなり効果があったというふうに申し上げたいと思います。

警察庁も今年度の概算要求に警告を受けた加害者に任意でカウンセリングを受けさせる試みの費用を盛り込んでいらっしゃいます。早期対応に必要なもの、とにかくストーカー事案というのは早期対応が大事だと思うんですけども、相談窓口の拡充をやはり挙げたいと思います。相談はますます増えると思いますので、警察以外にも相談体制を整えていくことは急務であると思います。

さて、今回ストーカー被害者等の援助に関する法テラスの業務の見直しを検討していらっしゃるのとことですので、法テラスに期待したいこととお話いたします。

まず第一に、法テラスにはストーカー被害者が助けを求める相談窓口として機能してほしいということです。私は、ストーカー被害者の援助に必要なのは、第三者が加害者と被害者の間に入り、加害者と直接話をするなどして緩衝剤になるとともに、加害者が被害者に憎しみを集中させないようにすることではないかと考えています。しかし、一般的なカウンセラーはそこまではしません。やはりそのようなことができるのは、警察か弁護士というのが私の考えです。そして、警察は何らかの形で事件化をしなければ動けませんし、当然取り締まりという立場でもあります。また、被害者の中には警察に相談することに強くためらう人もいます。初期段階で事件が大きくなるのを未然に防ぐためにも、警察への届け出をためらう方のためにも弁護士が一定の役割を担う必要性が高いと思います。そのためにも法テラスを誰でもためらうことなく相談できるようなストーカー被害者の相談窓口として充実した機能を持たせることができればと期待しています。

第2に、法テラスにストーカー被害者を援助するための援助制度を設けてほしいということです。特に私が期待するのは、①ストーキングの原因となっている要因を除去するような交渉を行う制度、②弁護士が被害者に代わって警察に対し必要な警告をするよう要求するなど警察と必要な交渉を行う制度です。私は、警察が動かないリスクの段階こそ弁護士の必要性が高いと考えますので、このような段階で援助できる制度を期待します。

一方で、この点で被害者に費用が発生することはやむを得ないと実は思っております。費用が発生しても、広範囲の援助ができればニーズはあるのではないかと思います。公費については近藤さんと少し考えが違ってしまうんですけども、全く無料でやるということになりますと、依頼したものの責任ということにおいてなかなか治療も進まないということも実は体験と

してありますので、この辺はよく御検討していただければというふうに思っております。

なお、これは法テラスの制度にはないかもしれませんが、被害者の代理人については、弁護士は加害者の裁判等に際して、加害者と和解交渉する際には加害者がカウンセリングや医療措置を受けること、釈放後の様子等について情報提供を受けることなどを和解条項に盛り込むなどしてもらいたいですし、そのような内容の判決が出るような裁判制度が望ましいと思っております。逆に加害者側弁護士に対しても、同様に医療を受けるからというようなことで裁判中に医療につながっていくというような活動も考慮に入れてもらえないだろうかというふうに考えております。

第3に、法テラスに関係機関の連携のかなめになってほしいということです。私の考えとしては、ストーカー犯罪の抑止は今まで申し上げたように、加害者側、被害者側の両者の視点が必要だと思います。弁護士は被害者側、加害者側の両側に立てる特異な存在で、この点が警察と決定的に異なります。法テラスにおいてステーカーの病態について見識を持つ弁護士との体制整備を行い、また、常時ストーカーの病理に詳しい医療者の意見を聴くことができるような体制を整え、被害者の援助と併せて加害者の治療と更生を目的とした活動援助を期待します。それには、被害者側相談機関である犯罪被害者支援センター、婦人相談所、DV防止センターあるいは出所後の更生保護施設、保護観察中のケアをする保護観察所あるいは精神保健センター、ここでは加害者の相談の受付もできると、加害者側の家族等の、そういったそれぞれが独立した機能を果たす各機関、それらの連携、全体を見渡せる連携のかなめに法テラスがなっていないだろうかと考えております。

以上です。

○伊藤座長 ありがとうございます。続きまして、弁護士の立場からDV・ストーカー被害者に対する支援を行っていらっしゃる横山幸子弁護士からDV・ストーカー被害者支援等について説明をお願いいたします。どうぞよろしく。

○横山弁護士 弁護士の横山でございます。よろしく願いいたします。

私が本日お話いたしますことは、DV・ストーカー事案を幾つも経験してきました弁護士として、現在ある犯罪被害者法律援助制度では限界があると、支援の限界があるということと、それから、DV・ストーカー事件の被害者が現在被っている被害ですとか、これから深刻な被害に発展するであろう、そういうおそれの強い状況にある被害者たちが安心して早い段階に弁護士に依頼できるための制度を是非整備していただきたいと、これを法テラスの事業として整備していただきたいということをお話ししたいと思います。

まず最初に、被害者支援のために弁護士を利用することのメリットについてお話します。DV・ストーカーの被害に遭った被害者たちの多くは、被害に遭ったからといって直ちに警察に被害申告をするということではないですね。どちらかといううちゅうちょを覚えるという人が多いわけです。それは加害者が被害者の元交際相手若しくは現在も交際相手であったり、配偶者であるとかという、そういう場合が多いと。そういう関係があると、警察沙汰にすることについては、加害者にとって酷な結果になるのではないかとというふうに思ってしまうと。また、逆に警察沙汰にすると加害者が逆上してしまって、もっとひどい被害を受けるのではないかとというふうに心配して警察に援助を求めないと、こういう場合もあります。親しい間柄のトラブルの場合、被害者は自分に落ち度があったからこういう被害を受けたのではないかと思ってしまうということもありまして、どうしても警察に被害申告をするということをためらうわけで

すね。こういう心理状態に陥った被害者にとって、弁護士というのは支援を求めやすい専門家であるというふうには言えると思います。

殊に被害の早い時期というのは、まだDV防止法ですとかストーカー規制法上の被害者まではいっていないと、そういう段階、これから被害が大きくなっていくのではないかという、そういう時点ではなかなか警察には被害を申告したり相談に行きにくいと。そういう時点では、むしろ警察よりも弁護士のほうが相談しやすいのではないかというふうには言えるわけです。

また、DV・ストーカー事件では、被害者が被害を相談して支援を求めたいと思っても、証拠上警察では事件として立件困難だというようなケースもあるわけです。私が過去に担当したケースですけれども、交際して同居していた男性と別れて、その女性は別の住まいに転居したと。その後、その元交際相手の男性は同居中に男性がいろいろお金を出すわけですね、生活費の一部を。そうすると、それについては本来的にはその女性も負担すべきであったろうと。自分が立て替えをしたのだから、それは借金だと。だから返せということでその女性の自宅の玄関に借金を返せというビラを何枚も何枚も張ったりですとか、もちろん身辺に付きまったりという行為を何度も繰り返したわけですね。当然その女性は警察に相談に行ったわけですが、ストーカー規制法では、恋愛感情その他の行為の感情又はそれが満たされなかったことに対する怨恨の感情を充足する目的というのが要件になっているわけで、借金うんぬんかんぬんというのはちょっと要件から外れるということで、警察のほうからこれは要件に当てはまりませんということで門前払いを食ってしまったということだったわけですね。

この件は私が受任して内容証明郵便を出して、これ以上ストーカー行為を続けた場合には刑事告訴も辞さないという警告書を発するとともに、その後、債務不存在確認の訴えというのを提起して、最終的にはこの判決を待たずに男性のほうでストーカー行為を自粛して事実上解決をしたということがあります。こういうふうには弁護士の場合には、DVですとかストーカー事案について臨機応変に、また柔軟に対応できるというふうなメリットがあるわけです。

では、この弁護士を使うというふうにしても、現在どういう弁護士を使う制度があるのかということですね。現在ある制度というのは、大きくは3つありまして、犯罪被害者法律援助制度、これは日弁連の委託援助事業になっております。それから、二つ目が法テラスの民事扶助制度、三つ目が法テラスの精通弁護士紹介制度というのがありますね。

まず、この一つ目なんですけれども、この犯罪被害者法律援助制度というのは、一応資力要件というのはあるわけですが、援助の申し込みの際に収入証明などの提出が義務付けられていないので、被援助者には原則として償還義務はないということもあって非常に使い勝手がいいわけですね。資料を提出しなくちゃならないとすると、それを取り寄せたり、また審査するという非常に時間が掛かってしまいます。そういう意味で非常に使い勝手がよろしいと。ただ、他方でこの制度の財源は飽くまでも日弁連が負担しているということで、平成25年度には既にもう予定件数をオーバーしたということがあります。近年DV事案、ストーカー事案というのは急激に増大しておりますので、今後このままではこういう増大していく可能性が高いDV・ストーカー被害者の救済にどこまで対応できるのかという点では非常に疑問ですし、不安なわけですね。

二つ目の制度ですけれども、この法テラスの民事扶助制度については、保護命令の申し立てですとか面談強要禁止、架電禁止の仮処分申請ですとか損害賠償請求など民事手続を利用する、活用する場合に利用できるわけですが、援助申し込みの際に先ほどの制度とは違いまして、

資力要件がありまして、それについて収入資料を出さなくちゃいけないと。この収入資料を出すについてやはり取り寄せに時間が掛かったりしますし、当然審査にも時間が掛かります。そのために緊急性の高いDV・ストーカー事案に臨機応変に対応できないというふうなデメリットがあるということは明らかなわけです。また、原則としては償還義務があります。そうしますと、やはりいずれ返さなくてはいけないということになりますと、利用者が利用をためらってしまうという原因の一つになっているわけです。

3つ目の法テラスの精通弁護士紹介制度ですが、これは単なる弁護士の紹介ということに今のところほとんどまわっておりまして、その後の弁護士費用の給付ですとか支援の制度が整っていないために事実上弁護士受任につながりにくいという状況です。

それでは、被害の早い段階において弁護士に支援を求めやすい環境を作る必要があるわけですが、ではどういうふうな制度があれば弁護士による支援を求めやすくなるのかということですね。

一つとしては、まず資力要件を課さない無料法律相談制度を新設するということが考えられます。DV・ストーカーの被害者というのは、加害者による付きまとい行為などで不安を抱えているわけですが、最初の時点、ちょっと数回待ち伏せをされたとかというまだ明確に犯罪被害者とまではなかなか認められないケース、それでもその後には更なる深刻な被害に発展すると、そういう可能性がある事案もあるわけですし、こういうまだ被害者に完全にはなっていないと。そういう人たちでもできる限り早い段階で弁護士に相談ができると、そういうことが可能な相談制度が必要だと思うわけですね。要するに、現実に被害者になってから初めて無料相談できるというのではちょっと遅すぎるということが言えるわけです。

また、その相談については無料である必要があると思います。資力要件を課してしまうと、その審査に時間が掛かってしまいますし、緊急性が高い被害者に対して有効な支援を行えないということがあるわけなので、やはり資力要件を課さない無料法律相談にしないという意思がないということですね。また、この無料法律相談については、相談者について被害者自身だけではなくて親ですとか親族などについても私は無料にすべきではないかというふうに思うわけです。先ほど述べたようにDVの加害者ですとかストーカー行為者というのは、かつて自分が交際していた相手若しくは現に交際している相手が加害者なわけですから、なかなか第三者に相談をしにくいという事情があるわけですね。そういう事情をよく見ているのが親族だったりするわけです。ですから、そういう人たちが弁護士に早い時点で相談をし、そして、その本人を説得して弁護士につなげていくということを考えますと、被害者本人だけではなくてその親ですとか親族なども無料法律相談の対象であるべきだと思います。

また、法律相談の対象となる相談者というのは、先ほど申し上げたような立証上の問題から保護命令ですとか警告などの発令が困難なDV・ストーカーの被害者についても対象とすべきだと思います。DV防止法に基づく保護命令が発令されたりですとか、ストーカー規制法による警告が発令されるようなケースから漏れてしまう、そういうようなケースこそ弁護士による支援が必要だからです。先ほど述べたような交際中の立て替え金の返還に藉口したようなストーカー事案というのは、正に警察では動きようがない事案ということですし、弁護士による警告書や民事訴訟の提起が功を奏したと言えるわけです。そういう意味でこういう立証上の問題から漏れる事案について、警察が対応できない事案についても相談の対象にすべきだと思います。



こういう無料相談を新設したとして、相談の結果速やかに弁護士が受任をして被害者の支援をする必要があるというふうなそういう判断になった場合、ではその次をどうしていくかということですね。先ほど申し上げたように、現在の犯罪被害者法律援助制度では当然不十分なわけです。では、これまでとは異なる犯罪被害者法律援助制度を新設しなくてはならないわけで、それについてはどういうことが必要なのかということについて述べさせていただきます。これについては、端的に言いますと、3つ私どもは考えておまして、まず制度の国費化ということ、それから、援助対象者を拡大するという、それから、民事扶助の枠での支援対象をこの制度の中に取り組みでいくと、この3つが柱になるわけです。

現行の犯罪被害者法律援助制度というのは、先ほど述べたように非常に使い勝手がよろしいわけですがけれども、日弁連の委託援助事業というふうになっておいて、法テラスの本来事業にはなっておりません。このDV・ストーカー事案というのは、被害者に対する生命・身体に対する危害ということで、将来的に刑事事件に発展するおそれが非常に強いと言えるわけですね。こういう被害については、本来は刑事事件になるわけですから、国が防止したりする義務があると、そういうふうに考えているわけです。そういうものについては、本来的には国が費用を負担すべきでしょうということで、この新しい被害者援助制度については国費で賄っていただきたいということが挙げられます。

それから、現行の犯罪被害者の法律援助制度では、「犯罪等の被害者又はその親族若しくは遺族が刑事裁判、少年審判等手続、行政手続に関する活動を希望する際に」と、こういう要件になっております。要するに援助対象者が既に被害を受けているというふうに限定されているわけですね。でも、先ほど述べたようにまだきちんと被害者というふうにきっちり言えるようになる前の段階であっても、その後に身体・生命の危険に発展する可能性が高いわけですから、その可能性を見据えて、早期の段階で支援を受けられるような新たな制度が必要であると思えます。その意味で、犯罪被害者と限定するのではなくて、犯罪被害者等法律援助制度というふうにするべきだと考えるわけです。

それから、先ほど申し上げたように民事扶助の枠でこれまで支援対象としてきた部分についても新たな制度に取り込んでいただきたいと。既に述べましたように、DV・ストーカーの被害については必ずしも保護命令ですとか警察による警告が発令されるというわけではないわけですね。立証上の問題ですとか先ほど申し上げたような借金の取り立てに藉口したストーカーなどの場合には、民事事件として解決するよりほかがないわけですが、方法がないわけですね。しかし、被害者の立場からいった場合にそういうケースであっても、それから、正にぴったりとストーカー規制法によって警告が発令できるような、そういうケースであっても、どちらも被害者が非常に恐怖心を持ったりですとか、生命・身体に危険があるという状況については特段大きな差があるわけではないわけですね。

ですから、そうであれば支援の必要性というのはどちらも変わりはないということが言えるわけであって、被害者が弁護士による支援を受けやすくするためには、これまで民事扶助の制度を使ってストーカーですとかDVの被害者を支援してきた部分を新たな犯罪被害者等法律援助制度の中に取り込んで、やはり救済していかなくてははいけないと。この場合は当然資力要件もやはり緩和すべきでありまして、資力要件は200万円未満で給費制にしていいただきたいと。先ほど申し上げたように償還義務を課すと、やはり利用をためらってしまうということがありますので、償還義務を課さないというのを原則にしていいただきたいと思えます。

具体的には、内容証明郵便による警告書を弁護士が出すこととか、それから、DV防止法の保護命令などの申し立てを手伝うこととすとか、こういうことが新たな制度の対象として考えられるわけですが、より広く損害賠償の請求訴訟なども対象にすべきではないかと思えます。

こういう考え方については、従前の法テラスの民事扶助を利用すれば支援として足りるのではないかという声もあるかもしれませんが、DVで例えば幼い子供を抱えて逃げてきたような被害者の場合は、これから夫の追跡を逃れると、そういう部分だけではなくて、離婚の調停、訴訟、それから面会交流の調停ですとか審判、それから、婚姻費用分担の調停、審判、もう次から次へと民事扶助を利用する必要があるわけですね。そうしますと、償還義務があるとなると、もう次から次に民事扶助を利用するについてこれに全部償還義務が掛かってくると、現実にはもうそれを全部利用しては生活が立ち行かなくなるという可能性が出てきてしまいます。もちろんそこまで追い詰められた場合には、生活保護に準ずるということで償還免除等若しくは減額ということも考えられるわけですが、償還が原則というふうになってしまうと、そもそもが弁護士に支援を求めようとする気持ちにブレーキが掛かってしまうのではないかというふうに思うわけです。

現実に私が扱った事案ですけれども、DVが原因で離婚した女性がいるわけですが、これは離婚の手続だけで3年以上掛かったなかなか大変な事件だったんですね。これ、ようやく離婚できたと思ったら、この離婚についてはもちろん民事扶助を使ったわけですが、離婚の後に今度嫌がらせで養育費の減額ですとか、それから面会交流の調停、審判をもう何回も何回も繰り返し、繰り返し求めてきて、今離婚からもう3年以上たっているわけですが、調停、審判が継続していなかった時期が全くないというくらいにずっと追い込まれているわけですね。

その女性はパート従業員として働いていたんですけれども、度々調停に呼び出されるために結局失職をしたわけですね。もちろん精神的にも非常に追い詰められたということで、その女性は時々私にその後、離婚後も電話をかけてきてこういう調停を起こされたんだけどとか相談をしてくるわけです。できれば私としては一緒に行ってあげたいと思ったんですけれども、これ以上償還が増えると私はやっていけないというので、では取りあえず電話で相談だけ乗ってあげるねということで相談を受けていたんですが、あまりにもちょっとひどいので、最終的にはもう私、手弁当でいいから行ってあげるということで現在もずっと行っておりますけれども、まだそれは継続中です。

余談ですけれども、その男性は私に今度は懲戒の申立とかというのを今度次から次にやってきているわけですが、そういうようになかなか自分一人では取り組めないというのが実態なわけですね。

また、別件なんですけれども、若い女性が交際相手と別れたいということで別れ話をしたらば、執拗にその交際相手から追い回された。最初はその御両親が私の所に相談にみえて、本人が来ないと駄目ですよということで本人に来て意思を確認したら、別れたいということですので、では受任しましょうということでストーカー事件を受任したんですね。早い段階で示談が成立して、婚姻中にその男性が負担したという15万円のお金を返して、そして合意書を作って、もう二度と接近しないと、そういう約束をしたんですけれども、もうその翌日からストーカー行為が始まった。ただ、それは今度は私に全部矛先が向いたんですけれども、私

はその事件はそもそも平成8年なんですが、起きたのが。現在もまだ執拗に付きまとわれていて、私は刑事事件でその男性を脅迫で告訴したこともあります。もちろん罰金にその男性はなりましたけれども、それ以外にも民事訴訟を次から次に、私4件か5件起こされましたし、それから、毎年のように懲戒申し立てもされています。私だけならばしようがないかなとも思えるんですけども、時々年に数回ですけれども、被害者の所にもまた行くというような状況で、もうとても普通の精神では太刀打ちできないというこれがDV・ストーカーの実態であり、恐怖なわけですね。ですから、とにかく弁護士に早くつないでもらうと。弁護士が前面に出ることによって被害救済が可能になるというふうに思っています。

先ほど申し上げたような無料法律相談制度、それから、法律援助の新しい制度を仮に作ったとして、今度は、ではそれを受ける弁護士がどうなのかと。先ほどなかなか頼りになる弁護士が少ないというお話も出ておりましたけれども、やはり非常に先ほど近藤さんもおっしゃっていたように専門性が高い分野ですから、専門性を非常に習得した弁護士、そして、その数も増やさなければならないという要請があると思うんですね。こういう弁護士が増えないと、幾ら制度ができたとしても受け皿がなくては制度は使えないわけです。

では、こういう専門性の高い弁護士を増やすためにはどういうふうにすべきかということですが、私としては複数受任制を原則としていただきたいというふうに思っています。DV・ストーカー事件を受任した弁護士が加害者から危害を加えられたというケースというのは近年増えています。殺人事件に発展したこともありますし、現に私も被害者になった事案もありますので、そうしますと、身の危険というところを考えると、やはり弁護士一人で立ち向かわせるというのはなかなかちょっとしんどいところがありまして、複数受任にすることによって危険を分散させるというやはり要請は、どうしてもこれは否定できないと思いますね。

その複数受任にすることによって、ベテランの弁護士と若手の弁護士がペアでやると。そうしますと、若手の弁護士が単なるペーパー的な知識ではなくて、実務を経験しながら高度な専門性を習得していくことができるわけですね。やはりこういう分野というのは、ペーパー的な知識では到底太刀打ちできません。やはり現実に事件を扱う必要があるので、そういう意味でも複数受任制というのは一石二鳥という言葉に正に当てはまるのではないかというふうに思うわけです。そういう意味で、受任する弁護士については、複数受任を原則としていただきたいと思います。

今いろいろお話しましたけれども、とにかく被害者らの支援に重要なことというのは、無料法律相談制度を設けることと、それから、新たな犯罪被害者等法律援助制度を創設すること、それから、複数受任の原則化というこの3つが大きな柱だというふうに思っております。DV・ストーカーの被害者若しくは被害者となるおそれの大きい状況にあるという人たちは、今でもその危険におびえているわけですね。数年前に私の依頼者になるはずだった女性が相談日の2、3日前に殺害されたということがあります。とにかく一刻も早い支援の拡大ということがやはり重要なのではないかと思っております。

よろしく願いいたします。

○伊藤座長 ありがとうございます。ただいま4人の方からそれぞれの取組について御説明を頂いて、これから、それらその内容について質問等をお受けして、更に補充的な御説明をお願いしたいと思いますが、全体の時間との関係で、ここで休憩を取りたいと思います。

(休 憩)

○伊藤座長 それでは、再開いたします。

先ほど申しあげましたように、4人の方からそれぞれの取組についてのお話を頂きましたので、それらの内容につきまして委員の皆様方から適宜御質問、場合によっては御意見を頂戴できればと存じます。どうぞどなたからでも結構でございます。

どうぞ、田島委員。

○田島委員 まだよく分からないので質問なんですけれども、特にストーカーの方に関してなんですけれども、内容証明とかそういったものを送って、警告というかそういったことをすることで止まる方が多いんでしょうか。それとも止まらない方が多いんでしょうか。その割合がどれくらい多いというのは分かりませんが、効果としてはかなりあるというふうに思っているんでしょうか。

○伊藤座長 これはどなたから、横山さんからお願いします。

○横山弁護士 私ちょっと過去の事件をいろいろ見ていたしたならば、10数件今までストーカーをやっているんですけれども、そのうち訴訟ですとか警告以外まで発展したのは3、4件ですね。ですから、きちんとしたサラリーマンであったりとか、要するに失うものがある人の場合、それから、余りにも煮詰まっていない場合というのは警告書を出すと止まるような気がします。それは私の狭い経験の中なので何とも申し上げられないんですけれども、感触としてはそういう感じです。

○伊藤座長 他の方で、ただいまの点、御発言があればお願いいたします。

どうぞ、小早川さん。

○小早川理事長 弁護士の方から内容証明を出していただいて、その後弁護士と加害者が相当回数やり取りをして、100回とかぐらいになっちゃって、そのうちに何となくというケースが2割ぐらいで、あとは反訴してくるというのがやはり2、3割、あとの半分ぐらいは警察につかまる人が2割ぐらいかな、逮捕、警告。あとの3割ぐらいは私自身のほうでフォローしているので様子見という感じで、内容証明を受けたから加害行為をやめようというふうに決意するという人は余りないかなという感じですね。一旦はステージを変えて、有り難いのは弁護士さんが一生懸命対応してくれるようになるので、主戦場は生身の加害者と被害者のあれではなくて、弁護士さんとのやり取りが主戦場になってくれると、もうその効果は本当に有り難いですね。

○伊藤座長 ほかに説明者の方からただいまの点について、そのものでなくても結構ですが、関連したことで御発言がございませうか。

では、どうぞ田邊委員から。

○田邊委員 DV事案は、通常離婚事件だとか扶助受任事件の中で顕在化してくる面もあると思うんですが、そういう場合でも、DV・ストーカーについての特別な制度が使えるようにフレキシブルに作っていただきたいと考えておまして、横山先生のご経験では、DV事案はどういう経緯で受任した事件が多いのか、その実情を聞かせていただければと思います。

○伊藤座長 では、横山さん、お願いします。

○横山弁護士 私はちょっと特殊で、母子連ですとか、あと女性相談所ですとかそういうところとちょっと一本釣りみたいな形で相談担当者をやっている関係、あとシェルターと連動してい

る関係で入ってくる事件がやはり一番多いと思いますので、そういう意味ではちょっと特殊かもしれません。

○伊藤座長 よろしいですか。

どうぞ、細田委員、お願いします。

○細田委員 警察庁の方にちょっと御質問をさせていただきたいんですが、ストーカー規制法上の対象となる方が特定のものに対する恋愛感情その他の好意感情又はそれが満たされないことに対するという形に規定がされていますけれども、現実につきまとい等の行為の中でいわゆるストーカー規制法に該当しない、それ以外のものもあるというようにお聞きしていますが、そういうものの被害はどの程度あるのか、そういうものを警察庁のほうできちっと数的に把握しておられるのでしょうか。あるいはどういう形で、どういう行為で、どういうものでつきまといがなされているのかお分かりでしょうか。

○伊藤座長 では、鈴木さん、お願いします。

○鈴木課長 私どものほうでお答えできるのは、今日お配りした資料の1-2のほう、詳細版のほうになりますが、1-2の統計資料の4ページの(6)動機という欄がございますが、これは私どもが認知したもののうちでそれぞれ当てはめてみると、ストーカー規制法の好意の感情あるいは怨恨の感情に該当するものがこのぐらい、それに該当しないと考えられるものがこれぐらいというものを示したものであります。平成25年度ですと、ストーカー規制法に抵触する動機のもので1万9,000件余、全体の9割強ぐらいですかね。抵触しないと考えられるものが526ですか、2.5%、その他不明というのもございますが、私どもで把握しているのはこの限りでございます。

○細田委員 よろしいですか、関連して。

○伊藤座長 どうぞ。

○細田委員 先ほど横山弁護士がいろいろストーカー規制のものをDVでやられて、その後に加害者のほうから相当先生あてに何年間もずっといろいろな訴訟を起こされたり懲戒申し立てをやっているとかがあるとのこと。この中にいうその他怨恨による感情ということで、現実問題としてはどちらかという、ストーカーではないかと思っていたんですが、そういうことではないのでしょうか。それにはならないんですか。弁護士さんに対して継続していやがらせするというのは相当多いと思うんですが。

○鈴木課長 何をストーカーと捉えるかという話と、別に警察であれば要するにストーカーに当たるか当たらないかという判断を先にして、ストーカーだからこういう対応をするということは必ずしもありませんので、現実的に何らかの行為があつて、それが被害を及ぼすようなものであればストーカー規制法に該当するかないかに限らず、そこは対応いたしますので、ですから、先ほどの例、こういったのはちょっと承知していませんが、確かにストーカー規制法上の目的なのかあるいはつきまとい行為に該当しないかちょっと分かりませんが、ものはあると思います。そういったものはストーカーとしては扱わないかもしれませんが、そこで何らかの気概が生じるということであれば、警察でできる対応はする。ただ、それが先ほどの例ですと、そういう対応がちょっと個別には分かりませんが、現在の法令でできるのかできないのかというのは分かりませんが、そういうことになるのではないかなと思います。

○伊藤座長 それでは、どうぞ。菊地委員、お願いします。

○菊地委員 少し伺いたいんですが、このDVなりストーカーなりというのは、傾向としてエス

カレージョンしていくのが大体誰でもあるものなのか、あるいは人によってものすごいサプライズでいきなり暴力行為とか危害を加えたりということになったり、教科書的なエスカレーションになったりということが個人によって差があるのか、その辺りはどうなのでしょう。かなり差があるものなのでしょう。

○伊藤座長 それはDV、両方……。

○菊地委員 DVであれストーカーであれ、最終的に危害を加えるようなケースの場合ですね。

○伊藤座長 分かりました。

○菊地委員 そういった傾向等があるものなのか、個人差によってほとんど違うものか、どうなのかなど。

○伊藤座長 分かりました。それでは、近藤さん、お願いします。

○近藤代表 DVについて申し上げれば、暴力支配の形はだんだんエスカレートするという全体的な傾向があります、特徴が。ただ、エスカレートの度合いというのはそれぞれのケースで違うと思いますけれども、最初はちょっと平手打ちで脅していたぐらいが髪をつかんで引きずり回すとか、そのうちに今度は包丁なんかを持ち出すとか、相手を暴力支配していく形の中で、ここまでやっても大丈夫あるいはこう言わなければ言うことを聞かないというふうな形でどんどん暴力行為自体がエスカレートしていく、それからあと、経済的な支配だとか精神的な暴力だとか性的な暴力だとかというふうに様々な形でのやはり支配を使っていくということがよく分かっています。

○伊藤座長 どうぞ、関連して平川委員、お願いします。

○平川委員 菊地委員のお話にも私もシェルターをやっていますので、その関係からお答えしたいんですが、暴力を受けている方たちというのは、何らかの相談をした際にそれが分かって暴力が深刻になるというような方が多かったと思います。シェルターにいらっしゃるときに、相談をしたというような形の小さな電話番号をお財布の中に入れていて、お風呂に入るときにそのお財布を外に出していたと、そういうような方がいるんですね。普通はビニールに入れてお風呂の中に持って入るような方がそのときはビニールに入れなくて脱衣所の所に置いていたら、加害者がそれを見付けて、お前はここに相談しているだろうというふうなことで、その後でその方は車の中にガスを引き込まれて、一緒に死のうというような被害に遭われたというようなことで、一気にその辺りのところで被害が深刻になっていくというようなことですね。あるいは加害者が家に帰ってきて、そのときに被害者の方が台所でお料理を作っていたと。それで包丁を使っているんですが、その包丁を持ったまま振り向きざまに加害者に会ったとき、そうすると、その加害者がお前は俺を殺す気かというような、被害者の方が従順にいろいろな支配を受け入れているときにはさほど暴力は、殴ったり蹴ったりとかもう日常茶飯なんですけれども、殺害をするというような形はないんですが、そのときに加害者が自分に反抗したというような形のときに被害者の人はパイプ椅子で殴られてろっ骨を折る、それから、後ろの骨を折ったというような、そういうような方がシェルターに入っていらっしゃることなんですね。

やはり近藤さんが今おっしゃったように、被害者の方は支配をされていくという暴力の下で、その支配の中でちょっと風が吹いたというか、私たちにとっては被害者が自分の意思でそこを離れようと思った、そこがきっかけになって加害者の暴力が深刻になっていくというのも本当に多々経験しています。被害者が逃げるときが一番危ない、離れるときが一番危ない、それから、弁護士さんの所に行って離婚相談をしたというところが一番危ないというふうに言われて

いる、そういうふうな経験をしています。

○伊藤座長 どうぞ、小早川さん。

○小早川理事長 人によって違うと思いますよ。ストーキングする前にもう暴力という事例はたくさんあると思います。攻撃欲求が過剰に高い人ですよ。攻撃欲求がそれほど元々そんなではない人は、最初は断られてじめじめしている期間が大体2か月ぐらいですね。その後言い分を言ってきて、わーわー言っているのが半年ぐらいが大体ですよ。この間に大体警察に相談したりとか皆さんし出すんですけども、警察に相談したということがばれたりとか、あるいは新しい男性の存在が分かったりとか、何かをきっかけにして、そこから一気に殺意を抱くとかやってみようとか復讐心に燃え出すそのスピードというのは、これはそれほど個人差がなくて、ここはもうすごく早いと思いますので、要はそのところがすごく大事だということですよ。なので、そこに至る前にぐじぐじしているところとか、文句を言っているときとか、その間の期間を利用するというのが大事ではないかなと。ストーカーの場合はですね。元々DVという人であれば、それはもう既に傷害事件が起きているわけですから、対応はもうワンツーだと思いますけれども。

○伊藤座長 他に今の点に関連した御発言はございますか。

では、よろしければどうぞ、田邊委員、お願いします。

○田邊委員 複数選任の必要性について、横山先生からご意見をいただきましたが、危険分散とか研修としてのOJTという以外に、支援そのものについて複数の弁護士でやること、役割分担の有効性というところを敷衍して御説明いただければと思うんですが。

○伊藤座長 どうぞ。

○横山弁護士 複数受任するということのメリットとして、危険分散と、それから、OJTの部分以外にもあるかということでしょうかね。先ほど男性と女性の役割分担みたいなものがちょっと出てきたのもありましたけれども、やはり支援する側も相当疲労こんぱいするわけですね、こういうDVとかストーカー事案をやっていると。そうすると、受任者のほうのメンタルの部分、単なる物理的な危険ではなくて、メンタルな部分でもよく例えば児童虐待で児相なんかでもケース検討を複数でやりますけれども、あれはやはり受任する側のほうのメンタルの部分も相当大きいのではないかと思うんですね。それで、かなり長期化しますから、DVとかストーカーというのは。単発で1、2か月でぱっと解決できるような事案は、それはそれで警告書でよろしいんですけども、そうではないとても厄介な事件というのは、もう何年間という形で支援しなくちゃならない場合もあるので、そういうときにやはり複数受任しないととても持たないというのは、やはり大きな要素としてあるのではないんでしょうかね。

あと、それから、もちろん被害者のほうもやはり気持ちが合う、合わないとかいろいろな弁護士がいたりすると思うので、やはり1人だけ、この弁護士にはこういうことを話せても、こっちは話せないとかという部分も出てくると思うんです、長いつき合いの中で。だから、やはりそういう部分でもDVとかストーカーの被害者は普通の被害者よりとてもメンタルが難しい部分があるので、そういう意味では、そこまで配慮できればいいなというふうに思っています。

○伊藤座長 よろしいですか。

佐藤委員、お願いします。

○佐藤委員 今日のお話を伺って、DV・ストーカー事案では弁護士が関与することによって大

きく状況が改善されることが改めてよく分かりました。

当事者を早期に弁護士につなぐ仕組みが大事だということで、本日は二つのお話があったと思います。一つは関係機関から弁護士にうまくつなげるというお話です。それから、当事者の方にとって利用しやすいアクセスポイントをどう作るのかというお話もありました。それらのことに関わって一連の質問ですけれども、まず、これは近藤さんか小早川さんにお伺いをします。支援団体の立場から見たときに、どういう弁護士が使いやすいのか、あるいは弁護士に迅速・適切につなげるためにはどのような社会的な仕組みを用意すればいいのか教えていただければと思います。精通弁護士を増やすことは前提条件だと思いますが、そこから先、どういった社会的な仕組みが必要なのかということです。

それから、本人にとって利用しやすいアクセスポイントの点では、無料化することが必須との印象を私も持ちましたが、その無料化のロジックをどう考えるのかということについて、横山先生にお伺いしたいと思います。これはやはりDV・ストーカー事案の場合には、切迫性というか、生命・身体に対する緊急の危険があるので、そのことゆえになるべく早く相談してもらいが必要があり、無料化する、こういうロジックでいいのかどうか、この点について先生のお考えを伺いたいということです。

それから、3点目ですが、これも横山先生ということになるかと思いますが、精通弁護士を増やすという場合に、その精通性の中身は一体どういうことなのかということと、具体的に精通弁護士を質、量ともに増やしていくときに具体的に何が必要になってくるのか、その育成システムについても何か御所見があればお伺いしたいと思います。

以上です。

○伊藤座長 では、まず小早川さんから適切な弁護士というのはどういうものか、あるいはそれにつなぐためにどういう仕組みが望まれるのか、そういったことについての御意見をお願いできますか。

○小早川理事長 弁護士の方たちにはすごくお世話になっておりますので、本当に骨身を惜しまないといいたいでしょうか、分かりやすい料金体系で、最初に相談したときにしっかりした見積もり、それから、見通しというのをを出していただける弁護士さんは有り難いですね。必ず不測事態がありますので、その不測事態のことも含めてきちんと費用を提示してくれる弁護士の方たちにお世話になっています。

あとは、本当に面倒くさい仕事、あと女性所員の安全までやはり配慮しなくちゃいけないということで、相当犠牲をお願いしているわけでございますけれども、あるいは土日にも出てきてもらうということで、やはり熱意でしょうか、そういった感じであるんですけども、次の質問のどうつながるかというところに関わってくるのかなと思うんですね。私はこういう場に来たのが初めてなので、ショックといいたいでしょうか、無料でというところで横山さんが幾らでやっているかと先ほどちょこちょと聞いたら、あまりに市場の相場との違いというものに驚きました。どうなんでしょう、私が被害者を連れて弁護士さんの所に行ってお願ひするときは、着手金30万ぐらい、成功報酬で4、50万というのが大抵のケースでございまして、そこでくじけた人というのはそれほどいかなかったんですね。くじけそうになったときは僭越ながら私が貸したということもございしましたが、それではいけないということを思っています。

ですので、是非法テラスにまず相談にいられて、その法テラスである程度しっかりと弁護士を紹介するだけではなくて、そこでしっかりと事件全体を引き受けて、多分このくらいの費用



が市場なら掛かりますよという話をして、でも、法テラスなんですから、この弁護士さんに行きなさい、この弁護士さんがやってくれますよとあって、その弁護士さんの所に行って法テラスさんのセンターの人がきちんと行きましたかというような細やかな行ってこいというのがあって、常にチェックするというような本部機能というのがやはりしっかりすべきなのかなと思うんですよね。

だから、同時に告知、法テラスではストーカー案件をこんなふうにやっています、こんなふうで解決していますというのが分かりやすく皆さんに教えてくれる。無料というと、私もすぐ頼ろうかなと今日すぐぱっと思っちゃって、そうか、私も法テラスに行こうと決意を一番しているんですけども、それでいいのだろうかという心配もありまして、国にお金がないのかなという心配もちょっとございまして、その辺はちょっとよく分らないです。

それから、もう一つはやはり金を払う責任というんでしょうか、ロジックの話なんですけど、私も無料ではないんですね。高くはないんですが、一応3万1,500円もらって、これは消費税が上がったので3万2,400円なんですけれども、1年間のメールと電話は無料なんです。これをゼロ円にしたら、やはり私が不快というのかしら、私に対して不快な感情を持った相談者も、あなたは私にお金を払った責任がありますよねというような責任を持たすという意味では3万円をもらうというのは、私はとてもいいというふうに自分で思ってきたので、ゼロがいいのか、1万、2万がいいのかというのは、これは財政上の問題ではなくてマインド、ロジックとして検討されるべきことではないかなとちょっと思いました。

○伊藤座長 横山さん、ただいまの小早川さんの御発言にも関連いたしますけれども、依頼者の費用負担の端的には無料化の問題、それから、ちょっと性質が別かもしれませんが、精通弁護士に求められる資質といいますか研修といいますか、そういった辺りのことについてお願いいたします。

○横山弁護士 無料化の件なんですけれども、これ先ほど私は緊急性に対応するためには、まず無料化が必要ですよというふうに申し上げました。もちろんそれが一番の根拠ではあるんですけども、それ以外にもやはり被害者の年齢層が若年だということがやはり挙げられますね。20代がやはり一番メインになっている。ここの警察庁の数字では余り出ていないんですけども、私の認識では10代も結構いるというふうに思っています。デートDVの被害者なんかは10代がとても多いです、そうすると、親にも言えないと、20代でも資力としては非常に低くて親にも言えないという人たちが一杯います。そういうことを考えますと、若い人ほどやはり警察に一人で行くというのはつらいかなというふうに思うので、そういうことも併せてやはり無料化が必要ではないかと思えます。

それから、精通弁護士の件ですけども、どういう中身かという、なかなかこれ一口に言うのは難しいですね。やはり経験の共有というのはとても大事だと思います。それで、日弁連では犯罪被害者の委員会もございまして、それから、両性の平等のようにDVをかなり中心的に扱っている委員会もございまして、そういう経験を集めるだけで膨大な量になるはずなんです。ですから、これまでの日弁連の会員の蓄積というのを私はやはり活用すべきであって、それを中心にやはり研修プログラムというのを日弁連で私は立ち上げるべきだと思っております。よろしいでしょうか。

○伊藤座長 佐藤委員、お願いします。

○佐藤委員 申し訳ございません。最初の質問を是非近藤さんにもお伺いしておきたいと思いま

す。弁護士につなげるときに、それは点と点でよくて、継続的につながってきた精通弁護士がいれば、その方につなげるということなのか、あるいは新しく誰か精通弁護士につなげるというときに、精通弁護士に対してダイレクトにつなげるという仕組みがいいのか、その間に例えば法テラスでも何でもいいんですが、紹介のシステムのようなものがきちんと機能していて、そこで仕分けをして適切な精通弁護士につなげていくような、そういう仕組みのほうがより効果的なのか、その辺はいかがでしょうか。

精通弁護士自体はスタッフ弁護士のこともあればジュディケア弁護士のこともあって良いと思いますが、関係団体、支援団体の御立場からみて、当事者をどうやって弁護士につなげていくかと、その仕組みについての何か御意見があればということです。

○伊藤座長 では、近藤さん、お願いします。

○近藤代表 私どもはこれまで当事者が法テラスの窓口駆け込むということはありますけれども、この仕事を始めてからずっと御一緒に仕事をしていただく弁護士事務所や弁護士さんとおつき合いをしてまいりましたので、多くの支援団体は直接このケースはあの先生に、このケースはこの弁護士事務所というふうにお問い合わせしてきました。というのは、当事者、支援者と一緒に戦ってくださる弁護士でないと、なかなかこの仕事はうまくいかないんですね。そういう意味では、できればシェルターの事務所ですとか当事者の面談なんかでも支援者と当事者と弁護士さんが一緒にその訴状を作ったり、一緒に資料を作成したりということで、当事者が自分の問題をこの弁護士はよく分かってくれて一緒に戦えるんだという当事者との間のやはり信頼関係を橋渡しするのも支援団体の役割でございまして、法テラスに電話をしてどなたか御紹介してくださいということは決してしません。

そういうふうにするためには、登録弁護士さんの中にもいろいろな方がおいでになるので、できればそれこそ司法修習のカリキュラムに入れるとか、いろいろな仕組みでそもそも弁護士さんが弁護士として世の中に出ていくときに、こういった性暴力事案だとかDV・ストーカー、子供虐待事案等について基本的な知識を持っていただけるといいと思いますし、それから、横山先生がおっしゃるように具体的なケースにぶつかっていただかないと、なかなかそういうキャリアといいましょうか、能力というのは十分発揮していただけないのではないかとこのように思うんです。私たちも司法修習の段階で弁護士事務所から若い先生方を事務所にお迎えして、時々御一緒に仕事をさせていただいたりということをしてはいますけれども、単に時々シェルターにちょっと見学に行くということではなくて、実際のケースを通じて当事者と一緒に戦っていただけるような、そういう弁護士を私どもは精通弁護士というふうに思っておりまして、そういう研修の仕方とか、それから、養成の仕方については是非弁護士会、法テラスのほうで御努力いただければと思います。

○伊藤座長 分かりました。

それでは、先に細田委員からお願いします。

○細田委員 私のほうから横山弁護士にお聞きしたいんですが、先ほど当然相談については緊急性があるので、小早川さんが言われるように有料ということにしてしまうと、そのお金がネックになって相談自体飛び込めないということがあるだろうと思います。当然その相談は無料だという形でいつでも来てくださいという体制にすべきだということで、その点は横山先生と一緒になんですが、その次の段階で、先ほど言われましたように、先生の資料の2ページ目の上のほうに記載されています。内容証明郵便による警告書の送付とか、面談強要禁止、架電禁止の

仮処分あるいはDV防止法の保護命令の申し立て、この辺りまでは緊急性を要していて、資力要件を考えていたら何もできないという話だと思います。ここについては、当然資力要件も撤廃した上での無料にするのか後で返すのかという話は別として、資力要件は必ず撤廃してすぐに行うという話でできると思うんですね。

一方で、今度は男女関係清算の調停とか、あるいは離婚の調停に持って行く、あるいは損害賠償請求に持って行くというのは、これは必ずしも緊急性を必要としていないのではないかと気がします。犯罪被害者支援何とか制度というのができたときに、それを全部ひっくるめてしまうと、では民事法律扶助のほうのものとこれとどういう分け方をする、こちらに入ったときは完全に資力要件を撤廃している、あるいは200万円以下でいい、片一方では、完全に純然たる離婚のものは、やはり資力要件に引っ掛かってくるよという話になると、いささかそこは問題が出てくるだろうという気がいたします。それならば、むしろ民事法律扶助のほうを改善していくべきだと思います。先ほど言われたように何遍も離婚の調停をやった後も相手方からいろいろな請求が来て、いろいろなことをやっている。そのためにずっと続けなければ駄目だけれども、お金がないから、これ以上償還できるお金がないから、自分でやっているというような特異な例のときには民事法律扶助を改善することによって、要するに償還免除していくとかあるいは減額するとかという方法も可能だろうと思うんです。

ですから、犯罪被害者等支援扶助とかというのを作ったときに、そのようなものまで全部入れていくことについては、私はどちらかというところ消極的なんですけど、それについてのお考えはいかがでしょう。

○伊藤座長 今の問題は私ども自身が検討しなければいけない問題なんですけど、是非参考になるような御意見が頂戴できればと存じます。

○横山弁護士 今おっしゃっていただきましたように、警告の内容証明郵便、それから保護命令、場合によっては刑事告訴ですか、そういう定型的なかなり早い段階のものについては賛成ですよというふうにおっしゃっていただきまして、それは有り難いことなんですけれども、では、どこまでいくのかどうかですね。離婚ですとかの調停、男女関係清算の調停とかというのは、もうそもそもそのシステム自体が割とゆっくり進むものですから、それはやはり通常の今までの民事扶助の中に入らざるを得ないと思うんです。ただ、場合によっては損害賠償とか、それから、債務不存在確認ですとか、この辺りはケース・バイ・ケースかなというふうに正直思っております。

というのは、先ほど借金に藉口しているあのケースは訴訟をぶつけることによって止められたわけですね。では、そういうものは一切駄目なのかというところなんです。だから、やはりその辺りは含みを持たせて、やはり現場のほうで審査をしていただくと。その状況を御説明して、これはこっちに振り分けていただきたいというふうにお願いして、その都度検討していただくしかないのかなというふうに思っておりますけれども、完全にシャットアウトされてしまうと、ちょっとつらいかなと。

先ほど警察庁の方が報告の中で、やはり弁護士に頼むのはお金の問題があるということでちゅうちょされる方が結構多いということがやはりそれは私も耳にしておりますので、その余地を残していただければなというふうに思っております。

○伊藤座長 それでは、和田委員、お願いします。

○和田委員 大変勉強になるお話を皆さんからしていただきまして、ありがとうございました。

私からちょっと性質の違う質問をさせていただきたいんですけども、まず、先ほど小早川先生のほうから法テラスがこういうDV・ストーカー被害に関わる関係各機関の連携のかなめになるべきではないかという御提言を頂いたんですけども、DV・ストーカー被害誌を支援するためのいろいろな各種専門機関が警察も含め、あるいはシェルター等も含めて、あるいは婦人相談所とかDV支援センターとかいろいろあると思うんですけども、そういうプレイヤーの中でやはり法テラスがかなめとして、ハブとしての機能を果たすにふさわしいというふうにお考えになっておられる理由をもう少し御説明いただきたいのと、あと、ほかの先生方にもそういういろいろな機関の中でやはり法テラスがふさわしいと思われるか、それかもう少し別の組織もあり得るのではないかというお考えがあれば、そこもお伺いしたいと思っています。

それから、もう一つちょっと性質の違う質問で申し訳ないのですが、先ほど未成年者の被害も思ったより多いんですよという御指摘を横山先生から頂いたんですけども、私もガールスカウトとして特に未成年の女子に対するDV・ストーカーの被害については、是非真剣に取り組みたいと思っておるんですが、未成年者がこういうDV・ストーカー等の被害に遭っている際に、法的支援のアクセスで今何か障害になっていることがあるのかどうか、保護者に必ずしもいろいろ相談できないような事情も、相談すると怒られるかもしれないからとか、お母さんに内緒でつき合っていたからとかいろいろあるのかもしれないんですけども、未成年者が法的支援を受けるに当たって何か障害になっていることがあるのか、それを改善するために何か方策として御提案があればお伺いできればと思っています。

○伊藤座長 まず小早川さんに法テラスに何が期待されるのかというようなことに関連してお願いいたします。

○小早川理事長 では、お答えさせていただきます。

その前に、細田さんに、すみません、相談のところまでは無料でいいと思うんですね、私のイメージでは。その後の内容証明とか訴訟とか上がったときは、無料というのはどうかということをおっしゃったまでするので、そこをちょっと訂正しておきます。

どうして法テラスがかなめであるべきかということは、実は私はストーカー犯罪を防ぐには社会体制そのものをきちんとしていなくちゃいけないというふうに思っていて、これはただ警察が幾ら頑張っても警察の限界はあるし、弁護士の活動もそうであろうというふうに思うときに、やはり連携というのがすごい大事だと。特に何を目標にして連携したらいいのかといいますと、再犯を防ぐとか加害者にもうそういうことをさせないといいましようか、心の方向転換を図るといふその最終的なゴールというのをやはりみんなで意図してほしいという気持ち、意図したほうがいいのではないですかと、見ていく方向は。では、つかまって出てきた後、やはり先ほどの伊勢原の事件ではないですけども、7年後に襲撃被害と、こういうこともあるわけですね。出てきた後の更生保護で、例えば満期で出てきたら保護観察もないですし、全然治療なんてされないですね。仮釈放で出てきても、認知行動療法を性犯罪にやっていますけれども、たった1か月、何の効果もないですね。となりますと、どこかが責任を持って加害者の治療をしなくちゃいけないねというところで、ようやく医療の専門家たちが気持ちを奮い立たせているというのが今現実だと思います。そこに警察庁が手を差し伸べているという非常に画期的な連携が始まろうとしているんですね。

ただ、それは警察庁と医療機関だけの連携でいいのかというと、私は違うと思っていて、それが先ほど言いましたように被害者の保護をしている被害者支援センターとか婦人相談所と

かDV防止センター等も犯罪を知る、ストーカー事件を知るきっかけの窓口であるのですから、そこから機能を拡充して加害者のケアについて意図して加害者側にも連絡を入れるとか、それが例えば被害者支援機関のほうが直接は無理ですよ。そんなことは絶対無理ですよといったときに、法テラスのほうにそれを相談するという逆相談ですよ。法テラスのほうに相談して、法テラスがハブになって被害者の話を聞き直して、ではあなたかこういうふうには訴訟して、訴訟の和解条項の中に医療条項を盛り込もうよとか、あるいはもう直ちに警察に相談しようよとか、ここでこそ法テラスが判断をし、リードするというような重要な役割を担えるのではないかなど。それは何も犯罪被害者支援機関のほうだけではなく、出所後の更生保護の問題もあり、保護観察と連携を取るとか、今全く話にも出ていませんけれども、私は保健センターの役割というのは今後やはり求められてくると思っているんですね。

というのは加害者家族も非常に困っておりまして、うちで暴れているとか、もうつかまえてくれとかあるいは入院させたいとか、こういう話を私はよく聞くんですね。ところが、警察に相談しても病院に相談しても、事件が起きなければあるいは事象体がなければ無理だよという話なんですけれども、そこを何とか相談できる機関があればいいなと。やはり法テラスのほうで相談に乗ってもらえると。こういうふうに言いますと、何だか被害者と加害者と両方面倒を見るようなことになるのではないですかということで、趣旨が違うというふうな話に流れていってしまうのが懸念されているんですが、でも、実際本当は弁護士さんというのは両方側の立場に立てるといって特異な存在であり、だとしたら本当の解決を目指すというような意図を持つことをしていただければ、ハブになるのは法テラスさのではないですかというふうな私の考えでございます。

○伊藤座長 分かりました。ありがとうございます。それでは、特にストーカーに関して未成年者がそこからの救済を求めることに関する障害と申しますか、そういった辺りについて横山さん、ございましたらお願いします。

○横山弁護士 私は大きく分けて二つ問題点があると思っています。一つは当然未成年者が社会的にも精神的にも非常に未熟であって、何をどう解決していいのか全くわけが分からない、それから、もうパニックになっちゃってどうしていいか分からないから支援を求められないという意味で、これは単なる未成熟ということですから、先ほど警察庁の方もおっしゃったように啓発活動ということで、教育の現場ですとかそういう所でデートDVですとかストーカーについての教育活動をやっていくことが必要だと思いますし、あともう1点は、やはり弁護士を委任するということが、委任ですから法律行為なので、未成年者はできないというところがやはりネックになってくると思うんですね。ただ、援助の中には訴訟活動ばかりではなくて、事実行為について例えば警察と一緒にいってあげるだとか先生に相談に行くときに付き添ってあげるだとか、いろいろな形での支援があると思うんです。それから、親に言いに行くときにも一緒にいってほしいとか、事実上の相談に乗るとかそのレベルでは、これは私の特異な考え方かどうか分かりませんが、未成年の要請を受けて活動することは可能なのではないかと思います。それはもちろん償還がないことが前提ですけども、その二つかなというふうに思っています。

それと、ちょっとすみません、その前の段階で弁護士と例えば警察ですとかそういう関係機関をつなぐ関係の話なんですけれども、先ほど近藤さんのほうからシェルターのほうではもう弁護士を大体選んでいますよというふうなお話があって、それは私も実際そういう立場にいる

のでよく分かるんですけども、ですから、そういう意味で女性団体、シェルターなんかと弁護士のつながり方は、それはそれで今までどおりで構わないと思うんですね。そのほかに私はむしろ警察に相談に行ったんだけど、弁護士の所に行ったらどうですかみたいなケースについて確実につなぐ方法がないかということなんです。

私は栃木県弁護士会の犯罪被害者のほうをやっている、DV・ストーカーに限らず犯罪被害者一般についてなかなか弁護士の所につながらないということを非常に苦慮していて、栃木県弁護士会ではリーフレットを作って、栃木県内の各警察署を全部回って、それをお願いだから被害者が来たら渡してくださいというふうをお願いしてあるんですが、なかなかそれを見たからといっていらっしゃる方はほとんどいません。そこがやはり多分今一番問題なのかなというふうに思っているんですね。ただ、余談ですが、私は元検事だし、民暴といって民事介入暴力、これは警察と弁護士が協力している分野なんです、そういう部分もやっています、あと栃木県の警察学校の講師もやっている関係で非常に警察と私は密接なので、私の所には警察から直で来ることはあるんですけども、概して今まで何となく警察と弁護士というのはなかなか難しい関係にあって、それとあと、やはり公務員というか公の所なので、個別の弁護士に直に召喚するというのは非常に立場上難しいという問題もどうしても出てくるかと思うんですね。だから、そういう意味で警察が法テラスを利用してこういうことがありますよというふうに紹介していただくというのが一つのルートではないかというふうに思っております。

○伊藤座長 ありがとうございます。

平川委員、お願いします。

○平川委員 ありがとうございます。私が申し上げたいのは、今おっしゃっていた連携、警察と本当に私も警察の方と弁護士さんが何かうまく一緒にやるということを電話したことがないので、これはどういうふうになっているんだろうかと常々疑問を持っていて、それから、内閣府が出したいろいろな基本方針、DV防止法の施策に関する基本方針などには、弁護士さんとか法テラスが全く出てこないんですね。それから、今回4月に公表された施策に関して、対策に関してどういうふうなフォローアップをしていけばいいのかというような文書が男女共同参画審議会の下部組織である女性に対する暴力の専門調査会が作成したんですが、そこにも全く弁護士さんの影すらないというようなことになっていて、弁護士さんたち、私は個人的にはシェルターをやっていますので、もうシェルターに入った方ほとんどの方が弁護士さんをお願いをせざるを得ない、私はしたほうがいいのかというふうに思っているんですね。シェルターにいらっしゃった、取り分け10代の女性たちというのは、もう既に結婚して出産して再婚して離婚してみたいな、ものすごい経歴というか生活史を持っているんですが、そういう方たちは人身取引の被害などにも遭っていて、もうとにかく今の加害者からは離れることが一番大事、そして、早くに働きたいというふうなことを言っているんですね。

そういう方たちは、とにかく弁護士さんなんかにもう払うお金もないし、それから、時間もないというような感じで、社会的な法的な人権の回復ということから本当に離れていて、私たちから言うと、社会的な資源から排除されているというふうに思っているんですが、その辺りをやっていくにしても、弁護士さんが中に入ってくださいというようなことをものすごく重要だというふうに常々痛感しているところなんです。

では、その方たちがどうしたら弁護士につながるができるのかということを考えてみると、連携という言葉はすごく分かりやすいんですけども、具体的に分かりにくいと。私たちは

ワンストップ支援センターというときには、アメリカのゲートウェイセンターというのがあって、そこに行けばまずコーディネーターがいるということなんですね。アメリカのオレゴン州とかカリフォルニア州のセンターなどをいろいろと情報提供していただくと、そこでは民間団体がコーディネーターになっているということなんですが、一旦コーディネーターが動き始めると、長期にわたって相談者の方たちが来たときに本当に弁護士さんにこの前、弁護士さんを紹介したけれども、その後どうなっていますかというふうな連絡も後追いでこちらから連絡を取ると。連絡を取ったときに既に電話番号が変わっているならば、それはすごく危険性を伴う暴力の再被害に遭うというような可能性もあるので、本当にそこからまたずっと地域の中で調べていくというような形にもなっている、あるいはオレゴン州の所では、緊急の保護命令があったときに、既にそのセンターにビデオリンクで裁判官の方が出て、その日のうちに緊急の保護命令が採れるというような、そういうふうなこともできるようになっているということなんです。そのことができるということは、コーディネーターがいるということなんですね。

その辺りのことをこの検討会で少し話してみるということにはできないだろうかというふうには考えています。今の運用の改善だけでは、あるいは警察官だけでは殺害事件がまた起きる、では弁護士さんにとっても、それだけでも何か足りないのではないかなというのが私の実感なんですね。そうすると、どういうふうな仕組みにしていけばいいのかということなんですが、今のようなゲートウェイセンターみたいなコーディネーターがきちんといて、長期にその方たちを支援していくというようなワンストップ支援センターができたらいいなというふうに思っています。

小早川さんのお話を伺うと、そのコーディネーターは法テラスが担うべきだというふうにおっしゃっているように聞こえるんですが、その辺りのことも私たちが思っているのは、民間団体のほうが動きが取りやすいのではないかなというふうに思っているんですが、そこも危険度が高い暴力の加害者にとっては、弁護士さんがコーディネーター役を採ったほうがいいのかどうかということも本当に検討する必要があるのかなというふうに思っています。

○伊藤座長 ただいまの平川委員の御発言、正に私どもで考えなければいけないところですが、本日の御説明いただいた方々の中で御発言がございましたら、お願いいたします。

すでにお話し頂いたことに含まれているかと存じますが、本日の御説明を踏まえて私どもで今おっしゃったような点を考えなければいけないと感じております。ほかに説明していただいた方々に対して御質問などございますか。

どうぞ、阿部委員。

○阿部委員 小早川様にお願いいたします。一番今お話を聞いていて、やはり加害者へのカウンセリングというのがすごく重要だと思うんですね。ただ、とても難しいし、カウンセラーだけで担うということはとても大変なことなんですが、大体制度としてどういう形で作られるのがいいのかなというふうに思っていらっしゃるかお聞きしたいと思います。

○伊藤座長 では、小早川さん、お願いします。

○小早川理事長 加害者を病人と見るかどうかという大きな問題があるんですけども、病気だということまでまだ社会的認知がないんですけれども、確かに病理があるというふうに見ている医者もいるところから、加害者の病態のグレードというのがかなりばらばらだし、程度の差というのがあるんですね。その中でカウンセリング、カウンセラーの役割というのは、病態を見抜いて、病気か病態のすれすれのところまではウオッチして、速やかに医療につ

なげるといような役割を担っているだろうと思うんですね。

実は、このカウンセラーのやっていることというのは、単にと言ったらおかしいんですけども、深いものもあるんですけども、私なんかができるんですから、要はどういうことをやっているかといいますと、言い分を聞き続けるということが大きいんですよ。愚にも足らないことを全く非常識的なことを言います。これを時間をかけて聞き続けるということをしているうちに、これ何だか脳のほうの反応で徐々に飽きてくるというようにもなっていて、大体先ほど私、2、3か月とか半年とか言いましたけれども、5、600回ぐらいやっているうちに、もういいよと言いつつ出すことが多いんですね。

ただし、その間に非常に無視しないで詰まんない話でもしっかり聞いて、では、ちょっと被害者に聞いてくるわと言って、そんなことないよと言って答えを持ってくるみたいな、こういうことをしていく中で殺すと言っちゃいけないとか、言ったら警察に言うとか、実際通報したこともあります。その中で取り締まり役の警察は警察としてしっかり機能してほしいというふうに思っているわけなんですね。だから、私は厳罰化というのは大賛成なんですけれども、ほら、つかまったでしょうということが言えると。

実はこれ、弁護士でもできることであって、弁護士の実は集まりの所で、私は皆さん、お願いですから500回、600回話をやってくれと言ったら、みんなうーんという感じではあるんですが、その500回、600回でなくても、とにかく加害者側の言い分を聴くと、被害者の代理になってやるというところで、彼らの病態のかなりの部分が軽減していくというのは私の体験ではあります。ただ、それでも残る非常に危険なグレードの問題ですね。妄想性的なものが入っていたりとか攻撃力が強いとか、そういうものを察知したときには、私は今医療機関とつき合っています、非常に効果のある治療法というものを私も14年間各精神科医を回って、もう入院も何人もさせました。ストーカーは治らない、本当につき合い続けるしかないということで、もう10年もつき合っている人もいますけれども、最近になってようやく、ここで発表することではないのですが、画期的な治療法というのが見え始めています。なので、これは私のほうの興味対象分野としていつかいろいろなところでこういう治療法があるんだという日が来るといいなと思っているんですが、今現段階では認知行動療法、これが一応一般的な治療法であるということで、せめてここまではやりましょうよと、医者あるいは心理士にやってもらいましょうよというような段階であるということですね。

○伊藤座長 よろしいですか。

○阿部委員 ありがとうございます。

○伊藤座長 ほかに御質問はございますでしょうか。

どうぞ、平川委員。

○平川委員 私はジェンダーの視点から被害者支援をやっている関係から、今、小早川さんがおっしゃった聞き続けると、500回から600回ぐらい聞き続けるということで、ものすごいエネルギーなんだなと思ったんですが、それは3万1,500円の中に入っているということなんでしょうか。

それからもう一つは、女性が男性加害者のお話を聴くというようにすることが例えば臨床心理士の中でトレーニングがどのように行われるかどうかということですね。ちょっと直截に申し上げますと、男性の加害者は男性の相談員に聞いてもらうということではできないのかというのが私の考えなんですね。加害男性を女性が聴くというように、これは震災があったときに内



閣府からパープルダイヤルという24時間ホットラインをしたときなんですけれども、とにかく男性からの電話は女性が聞いているということでものすごい数の電話が掛かってきたというような実態があるんですね。そのときに男性たちは本当に何を思っているのかみたいなことも考えたので、男性の相談員が出てくるという可能性はないのかというようなことも考えています。

○伊藤座長 一つは費用の問題、もう一つはカウンセリングの具体的な手法のことでしょうか。小早川さん、何かございましたらお願いします。

○小早川理事長 料金体系ですけれども、被害者が3万円と消費税を払ってくれます。そうすると、被害者の相談は1年間無料ですね、電話とメールは。ただし、私の所に来てお話をされる場合は、1時間1万円と消費税を頂いています。これは加害者も同じです。というのは、大抵私は被害者から相談があったら加害者にも連絡を入れて、加害者にも来てもらうあるいは私が加害者の所に行くということをしていますので、その費用は同じなんです。ですので、加害者との500回、600回もお金はもらえないです。

しかし、どういう加害者か分からないです。私、最初に会いに行くときはやはり緊張するので、ボディガードを少し配置しますので、初回介入費は6万5,000円を頂いています。最初に私が加害者と会うときは申し訳ないけれども、6万5,000円もらっています。私のそばで分からない所にいてもらって、私は実は危険な目にも何回も遭ってしまっていて、それを防ぐということで、その費用は申し訳ないけれども、被害者にももらっています。でも、その後の面談は1時間1万円というのは被害者でも加害者でも変わりません。ただ、東京から離れて地方に行くとなりますと、これはちょっと日当という問題がありますので、それはケース・バイ・ケースで動かせてもらっています。プラス交通費で。ですので、大体そんなような金額で推移していますが、私がなかなか加害者と縁が切れないのは、私自身が女性であるからというものもあると思いますよ。それは加害者は依存体質がございまして、女性をストーキングしていた人が女性カウンセラーに対して、うちの近所に住みついてしまう人もいますからね。ちょっとお茶飲み友達みたいになってしまうわけですけれども、それはそれでもいいんですが、女性の加害者も半分いるんですよ。やはり女性の加害者も母性を求めていますので、やはり同じように付きまといます、それは間に入ったら。それがいつ私から卒業していくのかというのはもうケース・バイ・ケースですけれども、本当に10年ぐらいの人もいますけれども、1か月ぐらいで去る人もいます。

男性相談員というのは必要ではないかなと思いますけれども、今のところ、私の所ではちょっと育っていないですね。

○伊藤座長 ありがとうございます。

それでは、本来は、ただいまの4人の方のお話を踏まえて、私どもでこれから運用改善でこういった問題に対応することができるのか、いや、更に制度的な対応がどういう内容で、どういう程度で必要かを議論する予定でございましたが、時間の関係で本日もう一つ、受託業務についてここで検討していただかなければいけません。

そこで、本日のこのDV・ストーカーの問題についての今後の検討の在り方は大変重要でございますので、松井さん、次回で大丈夫ですか。

○松井参事官 次回以降に。

○伊藤座長 次回以降、改めて本日の検討を踏まえて私どもでどういう対応が望まれるのか、あ

るいは可能なのかということについての議論の場を別に持ちたいと思います。そういうことにもし皆様の御了解が得られれば、一旦、ここで言わば中断をして、残された時間30分程度かと思いますが、受託業務について説明をしていただいて、若干の検討をお願いしたいと存じますが、それでよろしゅうございますか。

それでは、4名の方、大変貴重なお話をありがとうございました。心より御礼申し上げます。

(説明者交代)

○伊藤座長 ただいま申しましたようなことで二番目の議題でございます受託業務についての協議を行いたいと存じますが、その前提として、日本司法支援センター、新部事務局次長から受託業務の限界と問題点等についての説明をお願いいたします。どうぞよろしく。

○新部事務局次長 失礼いたしました。では、私のほうから受託に至らなかった業務について、事業について御説明いたします。座って御説明いたします。

その前に、まず現行の総合法律支援法における受託業務の位置付け等について御説明したいと思います。なお、総合法律支援法については、以下単に法と略称します。

配布資料7の図表1を御覧ください。法テラスの目的としては、法第14条は、支援センターは総合法律支援に関する事業を迅速かつ適切に行うことを目標とすると規定しておりますので、受託に係る業務についても総合法律支援に資するものであることが前提になります。その上で受託業務に関して、法30条2項に次のように規定されています。支援センターは前項の業務のほか、この前項の業務というのはいわゆる本来業務である情報提供業務、民事法律扶助業務、国選弁護等関連業務、司法過疎対策業務、犯罪被害者支援業務、連係業務を指します。これらの業務の遂行に支障のない範囲内で業務方法書に定めるところにより、国、地方公共団体、公益社団法人若しくは公益財団法人その他の営利を目的としない法人又は国際機関の委託を受けて被害者等の援助のその他に関し、次の業務を行うことができると規定しています。次の業務といいますのは、一つに委託に係る法律事務を契約弁護士等に取り扱わせること、2として前後の業務に附帯する業務を行うこととされています。

次に、現在の受託業務の概況について御説明します。現在は二つの受託業務を行っております。これも配布資料7の図表2を御覧いただきたいと思います。

まず、日本弁護士連合会からの委託を受けて民事法律扶助制度や国選弁護制度等でカバーされていない人を対象として人権救済の観点から弁護士による法的援助を提供し、弁護士報酬及び費用の援助を行っています。もう一つは、公益財団法人中国残留孤児援護基金からの委託を受けて、身元が判明している中国及びサハリン在留邦人が戸籍に関する裁判手続を採る場合に、弁護士による法的援助を提供し、弁護士報酬及び費用の援助を行っているわけです。

最後に、受託に至らなかった事業について御説明いたします。これは資料7の図表3に基づき御説明いたします。

図表3の前書きに書いておきましたが、さきに述べましたように現行の総合法律支援法上、委託を受けて行える業務については、一番目として民事法律業務等の本来業務の遂行に支障のない範囲内であること、二番目として業務方法書で定めるところによること、3番目として委託に係る法律事務を契約弁護士等に取り扱わせること、この要件を満たす必要があります。このうちの3番目の委託に係る法律事務を契約弁護士等に取り扱わせることというのは、委託を受けて行うことができる業務は、法律事務の取扱いを核とする、主とするものでなければならぬという意味です。図表3はこれまで関係機関、団体から法テラスで委託できないかという

お話を頂いたものの中から、この3番目の要件をクリアすることができず、法テラスが受託するに至らなかった事例を記載したものです。

なお、現行の総合法律支援法の要件を満たしたとしても、法テラスは現在受託業務を実施するための事業費やあるいは人件費や物件費からなる一般管理費について国から予算を措置されておりませんので、新規に受託業務を実施するためには委託元においてこれらの費用を負担してもらう必要がありますし、業務開始に向けた人的・物的体制を整備するための準備期間も必要となります。

まず、図表3に書かれた一覧表番号1です。一覧表番号1は、当番弁護士制度の受付・連絡に関する事務についての事例です。

当番弁護士制度とは、各地の弁護士会が実施しているものでありまして、当番で待機している弁護士が逮捕、拘留された人に無料で1回面会に行く制度であります。具体的流れは逮捕された人が警察官に対して、又は拘留された人が裁判官に対して、当番弁護士の派遣を希望するという旨を伝えると、警察官又は裁判所から各地の弁護士会あてにそのような希望があった旨の連絡がなされ、これを受け付けた覚知の弁護士会がその日の当番に当たった待機している弁護士に面会の依頼があった旨を連絡し、その弁護士が施設に行き面会に行ってもらい制度であります。

しかしながら、当番弁護士は法テラスと当番弁護士を行うことについて契約している弁護士でありませんので、当番弁護士派遣の希望を受け付けて当番弁護士に連絡する事務は、先ほど申しましたように委託の核となる契約弁護士の法律事務を取り扱わせるものでありませんので、法律事務でない、いわゆる事務局事務を代行するにすぎないものでありますから、これは受託に至らなかったものであります。

次に、一覧表番号の2の事例であります。これは不在者財産管理人候補者名簿を法テラスが作成して、名簿に登録されている弁護士等を不在者財産管理人に推薦する事業についての事例であります。

不在者財産管理人とは、所有者が行方不明になった財産について、裁判所が選任する当該財産の管理人であります。このような不在者財産管理人の候補者となる弁護士等の名簿を作成しておき、東日本大震災による所有者が行方不明になった土地について自治体が不在者財産管理人の選任を申し立てる際に、不在者財産管理人が早期に選任されるように、名簿に登録されている弁護士等を不在者財産管理人に推薦する事務を委託しようとしたものであります。

しかしながら、不在者財産管理人は裁判所が選任するものですし、法テラスの不在者財産管理人の事務を取り扱うことについて契約しているわけでありませんので、名簿を作成しておき、名簿に登録されている弁護士を推薦する事務は、先ほど言いました委託の核となる契約弁護士等に法律事務を取り扱わせるものではなくて、法律事務ではない事務局事務を代行するにすぎないものなので、これも受託に至らなかったというものであります。

最後に、一覧表番号3についてです。一覧表番号3は、調査支援委員会と委員会の事務局事務についての事例であります。

調査支援委員会とは、長崎県の社会福祉法人南高愛隣会が厚生労働省の社会福祉推進事業の一つとして実施しているものでありまして、障害のあるあるいは障害が疑われる被告人について中立・公正な立場で障害の特性に応じた福祉による更生支援の必要性の有無等を審査し、刑事裁判の証拠となり得る資料を提供するための委員会であります。この調査支援委員会は精神

科医、臨床心理士、精神保健福祉士、社会福祉士、障害者相談支援専門員が構成委員となっているものであって、法律専門家以外の医療、福祉の専門家による福祉的な審査を行う委員会であり、そのような委員会の事務局事務は法律事務とは言えないことから、受託に至らなかったものであります。

以上で私の説明を終わらせていただきます。

○伊藤座長 ありがとうございます。事務局からこの問題について若干説明があるということですので、お願いいたします。

○松井参事官 法テラスは独立行政法人に準じて設立された法人でございまして、その準拠法と申しますか、その準拠法の法律の構成というのは独立行政法人に非常に類似しているところでございます。法テラスの受託業務の範囲をどこまで広げられるかについては、他の独立行政法人のそれと比較することが有益と思われまふ。そこで、現存する独立行政法人、これ98あるのですが、98独立行政法人がありまして、93の準拠法がございまして。これを調べましたところ、本来業務というのがありまして、その2項、3項という所に非本来業務というものの規定があるのですが、非本来業務をするに当たって、特段の制限がないというものが65ございまして。それから、業務範囲に制限を設けているものとして、これが28の法律がございまして、幾つか類型があるのですが、二つ、三つ重ねてあるものもあるので、その限定としては35か所ありました。35の内訳といたしましては、法テラスと同様に業務の遂行に支障ない範囲内というような制限を設けているものが26か所ありました。それから、目的ですね。一定の目的を達成するためというような形で目的を限定しているものが4か所ございました。それから、委託先、法テラスの場合、地方公共団体とか国とかそういうふうに限定しておりますけれども、委託先を限定しているものが4か所ございました。そのほかが1か所というようなことになっております。

以上、独立行政法人の準拠法、個別法を検討した結果について御報告申し上げます。

以上でございます。

○伊藤座長 ただいまの Neubu 次長の説明と事務局からの説明を踏まえまして、法テラスの受託業務の在り方に関連して、現在法テラスがインフラやノウハウを余さず使っているのか、それと関連いたしますが、法テラスにどのようなことを期待するのか、受託業務という範囲で何を期待するのかと、こういった点について委員の皆様方からの御意見を承れば存じます。

どうぞ、和田委員。

○和田委員 御説明ありがとうございます。今、法テラスの方から、それから法務省事務局の方からの御説明を併せて伺っていると、非常に今総合法律支援法の下で受託業務を行うに当たっては、非常に厳格な縛りがあるという印象を受けておまして、特に横並びでこの独立行政法人との並びで見ても、いろいろな独立行政法人が一つか二つぐらいの要件で縛られている、しかも、全く制限がないところもあるようなんですが、それと比べると、突出してこれだけの要件が係っていて業務方法書がなければいけないとか、委託元も限定されていたりということ非常に厳格になっているんだなという印象を受けております。

総合法律支援法の元々の考え方からいうと、もう少し社会のニーズの変化に応じて、受託しても差し障りのない業務というのがあり得るのではないかなというふうに考えました。特に実際に受託に至らなかった事業という御説明を伺うと、確かに法律事務そのものではないかもしれませんが、総合法律支援という考え方からすると、法律事務の辺縁で十分支援するにふさわ

しい内容のように私個人的にはそういう印象を受けておまして、そういうものについて法テラスができるようにするための環境を整えるのは、合理的にあり得るのではないかなというふうに思って今承りました。

その関係で初回でもちょっと申し上げたんですけれども、法テラスが受託できるかどうかという検討はこれからになるかと思いますが、その一つの事案として法令の外国語訳というものができるとかということについて、事務局のほうに現状、今どうなっているのかということをお説明いただいた上で、それが可能なかどうかという次の段階に進めたらなというふうに考えておるんですが、その辺りについて御説明いただけますでしょうか。

○伊藤座長 分かりました。この点はいかがでしょうか。

○松井参事官 法令外国語訳につきましては、担当者のほうから御説明をしたいと思います。

○伊藤座長 お願いいたします。

○遠藤部付 承知いたしました。それでは、司法法制部付の遠藤のほうから御説明を申し上げます。

法令外国語訳の取組でございますが、広い意味での司法制度改革の一環といたしまして、我が国の国際競争力強化や国際理解の増進等の観点から重要なインフラの一つと位置付けられておまして、特に国際的な経済活動を円滑にするための情報基盤として現在重要な役割を担っているところでございます。

また、現在の体制でございますが、この左側の法令外国語訳の仕組みという水色の部分を御覧いただければと思いますが、現在法務省司法法制部におきましては事務を担当しておまして、各省庁がその所管する法令について翻訳した原案について法務省に提出を受けまして、法務省におきまして外国語訳として公開できるだけの品質を担保するという観点から、外国語及び法律に通じたネイティブのアドバイザーや有識者委員らによる検査を行っております。また、そのような検査を経た法令につきまして、専用のホームページでの公開をしております。

現在、平成26年3月末現在で内外からのニーズの高いものの一覧を付けておりますが、主に経済ビジネス関係法令が多いということになっておりますが、338法令が現在法務省の専用ホームページにおいて公開されているところでございまして、1日当たりのアクセス件数も平均して4万3,000件に上っているところでございます。

しかしながら、この法令外国語訳の取組につきましては、現状ただいま申し上げました品質検査を担当する人員等の体制が不足していることなどから、各省から提出された翻訳原案の品質検査を終えるまでに平均して800日以上を要するなど、必要な法令をタイムリーに翻訳、公開するといった本来期待されている役割を十分に担えていないという御指摘を受けているところでございます。また、民間では法律を書き上げる際のルールである法制執務を反映させた英訳システム等の開発が進んでいるものと承知しております。また、各種団体の中にもこのような法令外国語訳の取組に御賛同いただき、人的・物的リソース面での協力を検討し得るというふうなところもあるというふうに承知をしているところでございますが、現在の体制におきましては、これらの民間の活力を柔軟に取り込むといったようなことについて難しい部分がございます。

このような問題点を克服し、より一層法令外国語訳の取組を進めるための体制の在り方ということについて現在検討が行われている状況でございます。

私からは以上でございます。

○伊藤座長 ありがとうございます。和田委員、ただいまの説明を踏まえまして何か御発言ございますか。

○和田委員 ありがとうございます。正に法令外国語訳につきましては、特に経団連でも毎年この法令について英訳を是非急いでお願いしますということをリストにして出させていただいておりますけれども、やはり現実にはビジネスにおいては世界的に広がりをしておりまして、やはり取引の相手方である外国企業は我が国の法律についても理解した上でビジネスに入ることが必須になっておりますし、基本的なインフラとして法令外国語訳が迅速にかつクオリティの高いものが用意されているということは、今のような時代においては必須ではないかなというふうに考えております。

今の御説明頂きましたことを踏まえまして、非常に現在時間も掛かっておるといふことと、あと民間でのいろいろな知見が進んでいるところがなかなか取り込みづらいという御指摘があったというふうに理解しておりますが、そういうところがネックになって進んでいないのであれば、もし柔軟にそういう民間の力も使い、かつ法テラスのような法律の専門家がそろっているようなところで法令外国語訳についても取り組むということが仕組みとして可能なのであれば、重要な選択肢になるのかなというふうに考えておりまして、もし今後この受託業務の在り方について検討する際に、この法令外国語が入るかどうかということも要素の中に含めて検討していただければというふうに思っております。

○伊藤座長 ありがとうございます。

それでは、菊地委員からお願いします。

○菊地委員 意見ということでよろしいですか。弁護士のいない田舎の市長という立場では、法テラスの役割拡大というものに大変大きな期待をしております。まず一つは、法律事務に限定されてしまうと、法律に関わりそうなのか、法律事務までいく案件なのかどうなのかもやはり分からないようなところで、相談相手がないわけですから、地元で弁護士、司法書士さんがいない中で、やはり例えば「法律に関わる専門的知識が必要な業務」というような表現でもう少し内容を拡大してもらえないだろうかということもありますし、この業務方法書、本当に手続がかなりがちがちなんですね。ここも少し柔軟にさせていただくよう検討を願えないだろうか、あるいは更に可能であれば沼津から伊豆半島の西海岸まで2時間ぐらい掛かるので、ランチとか出張相談所とかをお願いできないだろうか。いろいろな意味で法テラスの役割は、本来業務に支障のない範囲というキャップを乗せておけば、もっと期待してもよいのではないかなと思います。

それから今、和田委員から御指摘のあった外国語訳だとかあるいは外国における弁護士の展開とか、今までは本当に外国との交渉なんかなかった伊豆市の中で、リゾート物件が外国人に買収されたり、あるいは本当に小さな伊豆に所在するベンチャー企業が、ベトナムに行ったりミャンマーに事業所を置く時代なんです。ただでさえ弁護士がいない所に国際弁護士が伊豆市にいるわけがありませんので、そういった意味では日本の法律の英訳をして向こうの国際弁護士に見てもらおうとか、あるいはこちらの小さな中小企業がアセアンに展開したときにシンガポールかバンコクに相談相手がいるとか、そんなことも是非御検討いただきたいと思っております。

○伊藤座長 では、どうぞ、淵上委員。

○淵上委員 日本の経済政策とかそういうことから考えると、基本的にこの英訳というか外国語訳につきましては、大変しなければいけない、国としてはしなければいけない事業であると

いうふうに思っているんですが、この総合法律支援法の枠組みの中では、まず法律事務というところがあって、その法律事務を少し法律に関連するちょっと周縁を広げるという意味では私も賛成なんですけれども、契約弁護士等を担わせることということになりますので、二重に広げなくちゃいけなくなると。そうした場合に本来業務に支障がないというふうに言えるのかどうかということが非常に拡大していく可能性があって、私ども本来業務に関してもいろいろ日弁連としては申し上げていることが多くて、まずは本来業務に支障がないようにしなければならないという側面から、外国語訳をこの委託援助事業という枠の中ではないところでできないかというようなところも御検討いただければと思います。

○伊藤座長 どうぞ、細田委員。

○細田委員 外国語訳が必要なのは事実だと思います。ただ、今現実に法務省のほうでいろいろやっておられたり、各省庁でやっておられます。今お話をお聞きすると、いわゆる品質検査をする人員が少なく、このために800日掛かっていると言っておられます。こうなると、仮に法テラスでこれを受託して、その役目をやったとしても、最終的にまた法務省で品質検査をやっておられます。品質検査をする所員が少なければ、結局また800日あるいは3年、4年と掛かってしまうということからいくと、これを法テラスでどれだけやったとしても、この関係各省庁がやっておられる翻訳の段階にしかならないのではないのでしょうか。それならば、法テラスの問題ではなく国全体がいかに法律の外国語訳を作るか、それをいかに早くするかというシステムを考えないと、これを一機関である法テラスにやってくれと言ったとしても、結局は同じことになるのではないかと、これはちょっと話が違っているのではないかと私は思います。

受託業務でやっても、多分もっと遅れると思います。なぜかという、法テラスにそういう翻訳できる人材はおられません。では、その人たちを今から採用することになります。採用してその人たちに翻訳させるということになって、その次にそれが上へ上がって行って、検査でまた遅れるということになりかねないと思いますので、それは別の機関で私は考えるべきだろうというように考えます。

○伊藤座長 分かりました。ほかに。

どうぞ、佐藤委員。

○佐藤委員 事実関係の確認と簡単な意見です。今日御報告いただいた資料7図表3の1のケース、当番弁護士制度の受付・連絡事務ですが、この委託元は弁護士会と理解してよろしいでしょうか。

○新部事務局次長 そのとおりです。

○佐藤委員 そうですか。私ちょっと不勉強でございまして、このような事務を法テラスが扱えないということ自体を、これまで十分に理解しておりませんでした。ただ、考えてみますと、国選弁護は法テラスの本来業務でございますよね。当番弁護士制度は、それと極めて近似した機能を社会的には果たしていると理解しています。しかし、その受付・連絡事務を弁護士会から委託されたとしても法テラスとしては受けられないというのは、やや窮屈な仕組みだと、こういう印象を率直に持ちました。もし総合法律支援法の条文の書き方が障害になっていることであれば、これを見直すということはある程度良いのではないかと、このことを象徴的に示している場面であるように個人的には思った次第です。

総合法律支援法の規定は独立行政法人通則法を始めとする各独立行政法人に関する法制度よりもかなり厳密な縛りになっているようですので、それが厳しすぎないのかどうかという観点

からの点検はあってもいいのではないかと思います。その上で、どういう業務を新たに受託できるようにするかはいろいろな議論はあり得ると思いますが、その大元の部分はこの機会に見直しても良いと思った次第です。

以上です。

○伊藤座長 分かりました。そういたしますと、先ほど来、新部次長と事務局から説明がございました受託業務についての現在の規律がやや他のものと比べても厳格にすぎることについては、大方の認識が一致しているようにも思いますが、ただ、それを踏まえて受託業務の中に含めることが法令外国語訳という事業の推進に役立つのかどうか、こういった具体的な問題になりますと、この場でも御意見が分かれているように承りましたので、これについては更に今後検討したいと存じます。

それでは、ただいまの点について更に御意見がございませんようでしたら、先ほど前半と申しますか、DV・ストーカーについてのあるべき取組の体制の問題に関しては、次回以降に議論の場を設けることにいたしまして、本日の第3回検討会はこの程度にいただきたいと存じます。

そこで、事務局から今後の日程等についての説明をお願いいたします。

○松井参事官 次回、第4回の検討会につきましては、5月14日の水曜日、時間は13時から17時の4時間でございます。場所は法務省で開催する予定でございます。また御案内をさせていただきますが、この第4回の検討会に先立ちまして、5月7日の水曜日に被災地であります宮城県東松島市において、法テラス東松島、東松島市の職員の方々、被災地域の住民の方、被災地で御活動されています弁護士さんとか司法書士さんから被災地における法的支援に関するヒアリングを行う予定でございます。このヒアリングにつきましては、佐藤委員を主査になっていただきまして、細田委員、淵上委員及び和田委員が参加される予定でございます。委員の先生方、よろしく申し上げます。

先ほど申し上げましたとおり、第4回につきましては5月14日でございます。テーマはこの5月7日の被災地でのヒアリング結果等を踏まえまして、大規模災害の被災者に対する法的支援の在り方について御検討いただきたいと思っております。

また、この回に立教大学の濱野教授の司法ソーシャルワークに係る検証結果の経過報告を予定しておりまして、これを踏まえて高齢者・障害者に対する法的支援の在り方について更に御協議いただきたいと考えております。また、ADR利用者に対する法的支援に関しても、時間をとりたいと考えております。先回少し時間がタイトでございましたので、また貴重な御意見を賜ればと考えております。

それから、本日の議事録についてはこれまでどおりでございます。事務局において原案を作成いたしますので、委員の先生に内容を御確認いただいた上で、最後に委員長に全体を御確認いただいて公表するというところでございます。

私のほうからは以上でございます。

○伊藤座長 本日も前回と同様、長時間熱心な御検討を頂きまして、ありがとうございました。これで終了いたします。

—了—